【就労系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

運営基準に関すること

平成29年3月14日 岡山県保健福祉部障害福祉課



(1)平成29年度障害保健福祉部予算案について

◆予算額 (28年度予算額)

(29年度予算案)

1兆6, 345億円 ■■

1兆7, 486億円(+1, 141億円、+7.0%)

(うち復興特会 21億円)

【主な施策】

(対前年度増▲減額)

- 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等
 - ① 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

うち障害福祉人材の処遇改善

- ② 地域生活支援事業等の拡充
- ③ 障害福祉サービス提供体制の整備(社会福祉施設等施設整備費) ※他に、平成28年度第2次補正予算で118億円を計上。
- ④ 医療的ケア児に対する支援

- 1兆2,231億円(+1,072億円)
 - (+120億円)
 - 488億円(十 24億円)
 - 71億円(+ 1億円)
 - 0.2億円(新 規)

- 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等
 - ① 芸術文化活動の支援の推進(一部再掲)
 - ② 障害者自立支援機器の開発の促進

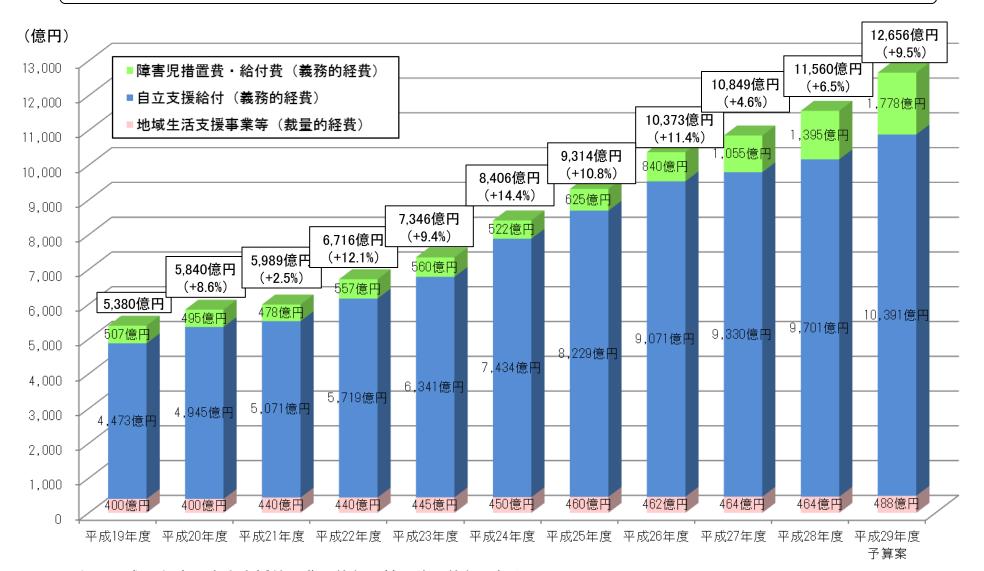
- 2.5億円(十 1億円)
- 1.6億円(+0.04億円)

- 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進
 - ① 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進
 - ② 精神科救急医療体制の整備
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進(一部再掲)
- 障害者に対する就労支援の推進(再掲)
- 依存症対策の推進
- 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

- 2.3億円(+ 1.9億円) 16億円(+ 1.5億円)
- 2.1億円(十 0.1億円)
- 11. 2億円(十 0.3億円)
 - 5.3億円(+ 4.2億円)
 - 8.4億円) 22億円 (▲

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



- (注1)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。
- (注2)平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。
- (注3)平成29年度の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

(1)改正障害者総合支援法の施行について

~今後のスケジュール(予定)~

時期	内容	
平成29年2月	基本指針(厚生労働省告示)の改正案のパブコメ	
平成29年3月目途	基本指針(厚生労働省告示)の改正	
平成29年春頃~	・各地方自治体において第5期障害福祉計画の策定作業・改正法に関する関係政省令等の改正について、社会保障審議会障害者部会で議論※報酬改定については別の検討会で議論	- 一
~平成29年夏頃	改正法に関する関係政省令の改正(平成30年4月施行) ・新しく創設するサービス(自立生活援助、就労定着支援等)に係る支援の対象者、内容、期間 ・介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額 ・情報公表制度関係(公表する情報など) 等	
~平成30年3月目途	報酬改定に関する関係省令等の改正(サービスの報酬額、サービス 事業者の指定要件関係)	ζ
平成30年4月	改正法の施行 <u>3</u>	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律(概要)

趣旨

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) <u>65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者</u>が引き続き障害福祉サービスに相当する 介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの<u>利用者負担を</u> <u>障害福祉制度により軽減(</u>償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において<u>障害児福祉計画</u>を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

(5)地方分権について

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(障害保健福祉部関係)について

- 〇指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を 都道府県 から中核市へ移譲(31年4月1日より)(※)
- ○指定障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲(31年4月1日より)
- ○指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等による業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲(31年4月1日より)(※)
- ○自立支援医療の支給認定について、転居先の市町村が転居元の市町村等から認定に係る医師の意見書等 を取り寄せることが可能である旨等を通知(28年度中)
- ○自立支援医療に係る支給認定の有効期間を延長することについて検討・結論(29年中)
- ○障害者向けグループホームを一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置可能である旨を通知。同一の敷地内に設置している実例等を情報提供(28年度中)
- ○障害福祉サービス等の報酬における公立減算の在り方を検討・結論(30年度中)
- ○療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについて、療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省で連携して働きかけ(29年度中)、その結果に基き必要な措置を実施
- ○精神保健福祉法による措置入院の費用徴収に必要な地方税関係情報の情報連携の方策について検討・結論(29年中)
- ○地域生活支援事業費補助金の予算の概要、補助金の配分方針等を周知し、毎年度可能な限り早期に 内示を実施
- → (※)については、今年の通常国会に提出される予定の「第7次地方分権一括法(仮称)」において措置予定

(7)障害者虐待の未然防止・早期発見等について

【平成27年度の障害者虐待に関する調査結果について】

○ 平成28年12月16日に公表した平成27年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待は減少傾向にある一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成26年度と比較して相談・通報件数は24%増加(1,746件→2,160件)、虐待と判断された件数は9%増加(311件→339件)となっている。

参考:「平成27年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」 (http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145882.html)

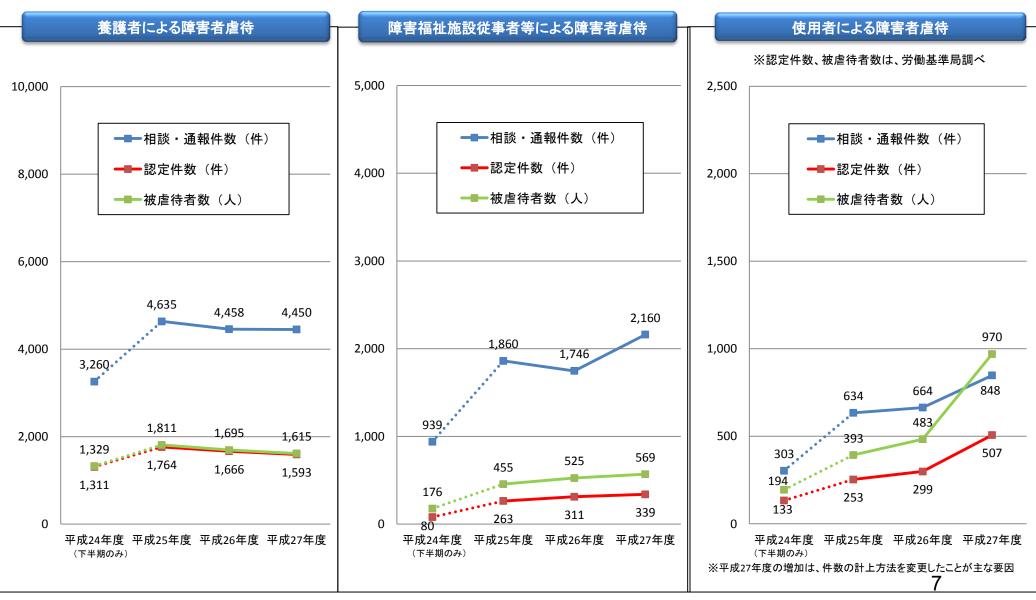
- 施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透されつつある状況とも解されるが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、<u>障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。</u>
 - ※ なお、これまで地域生活支援事業の任意事業であった障害者虐待防止対策支援事業については、平成29年度予算案において 新たに創設された「地域生活支援促進事業」に移行し、5割の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしている。

【成年後見制度の利用促進について】

- 〇 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府においては平成28年度中に「成年後見制度利用促進基本計画」を作成することとしている。この基本計画を踏まえ、<u>平成29年度以降は、地方自治体において</u>計画を作成することが求められており、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図られたい。
 - ※ なお、これまで地域生活支援事業の任意事業であった成年後見制度普及啓発事業については、平成29年度予算案において 新たに創設された「地域生活支援促進事業」に移行し、5割の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしている。

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成27年度の3ヶ年分が対象。



平成27年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

259件(連絡)

41件

相談 通報

2,160件

主な通報 届出者内訳

- ●本人による届出 (22.9%)
- ●当該施設·事業 所職員 (16.3%)
- ●家族·親族
- (15.7%) ●設置者•管理者
- (7.5%) ●相談支援専門員 (6.5%)

1,824件 市区町村

* 平成26年度に通報・届出があった事案57件を含む

事実確認調査 (2,140件)

事実確認調査を行った事例 1.712件

うち、虐待の事実が認められた事例 359**件**

うち、さらに都道府県による事実確認調 香が必要とされた事例 32件

事実確認調査を行わなかった事例 428件

うち、都道府県へ事実確認調査を 依頼した事例 16件

336件

都道府県

- * 平成26年度に通報・届出があった事案11件を含む
- *監査・実地指導等により判明した事案4件を含む

315件

事実確認調査を行った事 例 (118件)

更に都道府県において事実 確認を行った事例で虐待事 実が認められた事例

7件

7件

17件

都道府県調査により 虐待の事実が認められ た事例 17件 虐待の事実 が認められ た事例

339件

被虐待者 569人※1 虐待者 411人※2

障害者総合支援法等 による権限行使等※3

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導 231件改善計画提出依頼 156件
- 従事者への注意・指導 126件

障害者総合支援法等に よる権限の行使等

- ・報告徴収・出頭要請・質問・ 立入検査 180件
- · 改善勧告 60件
- · 改善動台 00F · 改善命令 0件
- 指定の全部・一部停止 4件
- · 指定取消%4 3件
- 都道府県•政令市•中核市等
- ・都道府県・政令市・中核市等 による指導 211件

虐待者(411人)

- 性別 男性(70.6%)、女性(29.4%)
- 年齢 60歳以上(20.4%)、40~49歳(20.0%) 50~59歳(18.0%)
- 職種

生活支援員(44.5%)

管理者(10.9%)

世話人(7.5%)

指導員(6.8%)

その他従事者(6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	51.2%
倫理観や理念の欠如	43.9%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	
58.1%	14.2%	41.0%	5.3%	7.7%	

障害者虐待が認められた事業所種別

一 日 日 旧 内 か 心のりつれて	ハイモルリ	
障害者支援施設	88	26.0%
居宅介護	9	2.7%
重度訪問介護	3	0.9%
療養介護	1	0.3%
生活介護	43	12.7%
短期入所	11	3.2%
自立訓練	1	0.3%
就労移行支援	5	1.5%
就労継続支援A型	23	6.8%
就労継続支援B型	49	14.5%
共同生活援助	63	18.6%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	1	0.3%
移動支援事業	2	0.6%
地域活動支援センターを経営する事業	2	0.6%
児童発達支援	2	0.6%
医療型児童発達支援	1	0.3%
放課後等デイサービス	35	10.3%
合計	339	100.0%

被虐待者(569人)

- 性別 男性(66.4%)、女性(33.6%)
- 年齢 30~39歳(23.2%)、40~49歳(20.0%) 20~29歳(19.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%

- 障害支援区分のある者 (70.5%)
- 行動障害がある者 (28.8%)
- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった 等の7件を除く332件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった13件を除く326件が対象。
- ※3 平成27年度末までに行われた権限行使等。
- ※4 指定取消の3件は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を 理由として行ったもの。

(1)障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

昨年4月に施行された障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、その 取組状況の収集を行っている。各地方自治体におかれても、下記の好事例も 参考にしていただき、合理的配慮の提供に一層努めていただきたい。

(参考)障害者からの申し出に対して「合理的配慮」を行った好事例

●障害者からの配慮申出	●解決した内容
病院において、外来に受診した重症心身障児の親から、長時間、車 椅子に座ることが困難であるため、何か配慮してもらいたいとの要望 があった。	使用予定のない診察室のベッドを使用して待っていただくこととした。
障害者支援施設において、肢体不自由者から、出来るだけ自分の力で排泄を行えるよう、トイレに既存の手すり新たに手すりを追加してほしいとの要望があった。	本人と話し合いを行い、手すりを追加するのではなく、踏み台を作成することで本人にとって手すりを使いやすい高さにできるようにした。結果、トイレ介助時、今まで職員2名による介助が必要だったが、職員1名による介助で行えるようになった。
就労支援事業所において、発達障害者から、作業中、 ①人の話し声で頭が痛くなるため、イヤフォンをしたい ②自分の後ろを人が通ると驚いてしまうため、配慮してほしい との要望があった。	本人や発達障害者支援センターを交えて話し合いを行い、 ①イヤフォンの使用を認め、 ②座席を人通りの少ない場所にし、背後を人が通れないよう、棚の位置を移動することとした。
事業所において、知的障害・発達障害者から、言葉に出して意思表示することが難しいため、ジェスチャーやメモ等でのやりとりを行いたいとの要望があった。	事業者と本人がやりとりをする際にジョブコーチが間に入るようにし、また、本人が意思表示しやすくなるよう少人数の作業場に配置することとした。結果、本人がジェスチャーやメモで報告や連絡を行うことに周囲の理解を得ることができ、コミュニケーションをうまく図ることができるようになった。
都道府県労働局において、要望の申し入れを希望している聴覚障害者(複数人)から、1名分の費用で2名分の手話通訳者を配置してほしいとの要望があった。	相談者が複数人であり、筆談での対応が困難であることを考慮し、面談時間を1時間以内に調整し、1名分の費用で2名の手話通訳者を配置することとした。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法 <平成2 5年法律第6 5号>)の概要

障害者基本法 第4条

> 基本原則 差別の禁止

第1項:障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を 理由として、差別することその他 の権利利益を侵害する行為をして はならない。

情報収集等

第2項:社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている 障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負 担が過重でないときは、それを怠ることによ つて前項の規定に違反することとならないよ う、その実施について必要かつ合理的な配慮 がされなければならない。

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

第3項:国による啓発・知識の 普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化 I. 差別を解消するための措置 合理的配慮の提供 不当な差別的取扱いの禁止 法的義務 国・地方公共団体等 国・地方公共団体等 法的義務 事業者 努力義務 事業者 具体的な対応 (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定(※地方の策定は努力義務) 主務大臣が事業分野別の対応指針(ガイドライン)を策定 実効性の確保 ● 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告 Ⅱ. 差別を解消するための支援措置 相談・紛争解決 ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実 地域における連携 ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携 ● 普及・啓発活動の実施 啓発活動

10

就労継続支援A型の運用の見直しについて

- O 就労継続支援A型事業については、
 - 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員(基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例
 - 利用者も従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
 - 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例

などの不適切な運営を行っている事例が指摘されているところである。

- 社会保障審議会障害者部会報告書(平成27年12月14日) においても「就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等を行うべきである。」とされている。
- このため、就労継続支援A型については、以下の見直しを平成29年4月1日から実施することとしている。
 - 1 就労の質の向上を図るため、
 - ① 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにしなければならないことや
 - ② 賃金を自立支援給付から支払うことは原則禁止とすることなどを新たに運営基準に規定
 - 2 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たに指定をしないことを可能にする
- 〇 各都道府県・市町村においては、関係機関等に周知徹底を図るとともに、平成29年4月1日からの円滑な実施に向けて条例改正等の準備を行っていただくようお願いする。

障障発0330第1号 平成28年3月30日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)

就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における 適切なサービス提供の推進について

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、感謝申し上げる。

さて、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)(以下「就労系障害福祉サービス」という。)については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、それぞれのサービスで提供される支援の実績に着目したメリハリのある報酬改定を行ったところである。

また、平成27年12月には、社会保障審議会障害者部会の報告書として、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」が取りまとめられ、障害者の就労支援に係る今後の取組の基本的な考え方として、「どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃・賃金向上や一般就労への移行をさらに促進させるための取組を進めるべきである。」とされたところであり、今後、就労系障害福祉サービスにおいては、同報告書を踏まえて、より適切なサービス提供が求められるところである。

ついては、就労系障害福祉サービスにおける適切なサービス提供を推進するため、 下記のとおり、重点的な指導をお願いするものであり、各都道府県におかれては、 貴管内市町村に対する周知方よろしくお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言である。

- 1 就労継続支援(A型・B型)を利用する際の留意点について
- (1) 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続き

就労継続支援A型の利用に当たっては、当該サービスが一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされていることから、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いする。

また、本支給決定の判断にあたっては、就労継続支援事業の対象者がA型及びB型ともに「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、これまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や就労移行支援などの他の事業の利用の可能性を検討するようお願いする。

なお、暫定支給決定については、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとされている。

ただし、暫定支給決定の要否を検討することなく、一律に暫定支給決定を行わない市町村があるとの指摘もあるため、公平公正な支給決定手続きを行う観点から、市町村が、例外的に暫定支給決定によるアセスメントを行わなくても差し支えないとする取扱いを行う場合は、地域の実情に応じて、以下のような場合に限定した運用とするなど、手続きの明確化・透明化を図ることが必要である。その際、管内の市町村で著しい違いが生じることは適切ではないため、都道府県が積極的に関与することが重要である。

- 現在、就労継続支援A型を利用している障害者が、他の市町村に転居する場合であって、転居後の市町村においても引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合に、転居前に利用していた事業所から転居後に利用する予定の事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市町村が判断できる場合
- ・ 就労移行支援を利用していたが、一般企業への就職がかなわず、就労継続 支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の 就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当

該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市町村が 判断できる場合

(2) 就労継続支援B型の利用に係る支給決定手続き

就労継続支援B型については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。)において、サービスの利用対象者を定めているところであり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障害者など、留意事項通知に定める要件に該当しない障害者については、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面の課題等を把握した上で就労継続支援B型を利用することとしているところである。

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていることや就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことなどを踏まえ、就労継続支援B型の新規利用者に対する長期的な支援を行っていく上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた障害者のニーズを把握するために実施するものである。

その一方で、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提として形式的なアセスメントを実施している事例や、アセスメントを実施したにもかかわらず、アセスメントの結果が利用する事業所に引き継がれていない事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

ついては、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対して、当該障害者のニーズや能力、可能性を踏まえた支援が提供されるよう、適切にアセスメントを実施するようお願いする。

なお、当該アセスメントについては、一般就労に関する支援ノウハウを有している就労移行支援事業所等において実施することとされているが、就労移行支援事業所でアセスメントを行うことが障害者の負担となる場合は、アセスメントを円滑に実施するため、施設外支援を利用することにより、アセスメント対象者が通所しやすい場所(利用者が在籍している特別支援学校内など)で実施することが可能である。

2 事業所における適切なサービス提供に向けた指導について

(1) 就労移行支援

① 就労移行支援の現状

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、利用者の一般就労への移行を実現することを目的としたサービスである。

こうした目的があるにもかかわらず、4割弱の事業所において、1年間で1人も一般就労に移行させることができていない状況(平成26年4月時点)にある。

② 適切なサービス提供に向けた指導

一般就労への移行実績の低い事業所については、一般就労への移行に向けた支援が適切に行われていない事例や、一般就労への移行に際し、障害者の適性を踏まえた企業とのマッチングが行われていないため、一般就労への移行後の就労定着が図られていない事例など、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていない事例がみられるところである。

このような事業所については、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号。以下「運営基準」という。)に定める就労移行支援の基本方針や運営に関する基準の各規定の趣旨に反していることから、重点的に指導を実施するようお願いする。また、指導後も改善の見込みがない場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要である。

(2) 就労継続支援A型

① 就労継続支援A型の現状

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供するものである。

また、就労継続支援A型事業者には、就労機会の提供にあたり、地域の実情や製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うとともに、利用者が自立

した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、賃金水準を高めていくことが求められている。

その一方で、法の趣旨に反し、運営基準の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている就労継続支援A型事業所があることが指摘されている。

② 適切なサービス提供に向けた指導

不適切な事業運営を行っている事業所については、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員がフルタイムで就労している事例、利用者も従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を障害者の賃金に充当している事例、就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例、一定期間経過後に利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど不当に退所させている事例など、様々な事例が指摘されている。

このような事業所については、運営基準に定める就労継続支援A型の基本 方針や運営に関する基準の各規定の趣旨に反していることから、重点的に指 導監査を実施するようお願いする。また、指導後も改善の見込みがない場合 には、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要である。

なお、「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」(平成27年9月8日障障発0908第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、指導の際の確認点や根拠を整理しているので、指導監査の際に活用されたい。

(3) 就労継続支援B型

① 就労継続支援B型の現状

就労継続支援B型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供するものである。

就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を工賃として支払うこととなっており、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、工賃水準を高めていくことが求められている。

その一方で、1割強の事業所において、平均工賃が5千円を下回っている 状況(平成25年度)にあり、なかには運営基準で定める工賃の最低水準で ある3千円を下回っている事業所も見受けられるところである。

② 適切なサービス提供に向けた指導

工賃の平均額が3千円を下回る事業所については、運営基準が遵守されていないことが明確であることから、重点的に指導監査を実施するようお願いする。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要である。 なお、工賃水準が低い事業所に対しては、工賃向上計画支援事業を活用するなど、工賃水準の向上に向けた積極的な対応を行うようお願いする。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障 害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する 省令案」について

1. 改正省令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 厚生労働省令第 171 号)

2. 改正の概要

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正
 - ・ 障害者総合支援法第36条第2項に規定する特定障害福祉サービスに就 労継続支援A型を追加し、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービ ス事業者の指定の申請は、当該サービスの量を定めてするものとする(総 量規制の導入)。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部 改正
 - ・ 就労継続支援A型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた 就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。
 - ・ 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。また、就労継続支援A型事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならない旨の規定を設ける。
 - ・ 就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

3. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日 (予定)

4. 根拠法令

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)第36条第2項、第37条第1項及び第43条第3項

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」 について

1. 改正省令

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)

2. 改正の概要

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正
 - ・ 就労継続支援A型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた 就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。
 - ・ 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。
 - ・ 就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

3. 根拠法令

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)第80条第2項

4. 施行日

平成29年4月1日(予定)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

 平 成 29 年 2 月 9 日

 厚 生 労 働 省

 社会·援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

厚生労働省では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規 則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」について、 平成29年1月10日から同年1月23日までご意見を募集したところ、計11通のご意見をい ただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

回答	御意見の内容	御意見等に対する考え方
番号		
1	指定基準を制定する際は、国が基本的なモーデルを作成。公まして際しい	指定基準は、事業運営の基本的な考え方を
	デルを作成・公表して欲しい。	記載しているものです。各事業所において
		は、当該基準に沿った運営をしていただきつ
		つ、個々の地域の実情や利用者の希望等に応
		じた就労の機会の提供等を行っていただく
		必要があると考えています。
2	総量規制は、具体的にどのように行うの ・	今回の見直しにより、都道府県が定める都
	か。	道府県障害福祉計画において定める必要な
		就労継続支援A型のサービス量を確保でき
		ている場合、都道府県知事は事業者の指定を
		行わないことが可能となります。
		なお、必要なサービス量については、各自
		治体において障害福祉計画を作成するに当
		たり、地域の実情に応じた数を見込んでいた
		だくことが必要と考えています。
3	現在設置されているA型事業所に対して、	各都道府県等に対しては、事業者に対する
	健全経営がなされているか早急に実地指導	集団指導や実地指導等において、今回の指定
	等が必要。	基準の見直しに沿った運営に向けた指導等
		を行っていただくことを依頼してまいりま
		す。
4	今回の見直しの理念は大切である。しか	障害福祉計画の作成に当たっては、地域の
	し、地方では、就労継続支援A型事業所の数	実情に即した実効性のある内容とするため、
	が少なく、仕事の内容的に、障害のある人が	障害のある方等を含む幅広い関係者の意見
	選ぶことのできる状態にはない。今回の見直	を反映した上で、必要なサービス量を見込む
	しが、施設の種類や数の制限にならないよう	ことから、今回の見直しは、必要なサービス
	に気をつけていただきたい。	量の制限にはならないと考えています。
5	事業所指定の段階で収支予算書類の提出	今回の見直しにおいては、生産活動に係る
	を求めることにより、事業収益が見込まれな	事業収入から必要経費を控除した額が賃金
	い事業所を指定しないという運用を行って	総額以上にならなければならない旨を規定
	いる指定権者もある。それに対して一部の就	します。このため、御指摘の件に関しては、
	労継続A型事業所は中間会社を設立し、就労	当該規定に違反することになります。
	支援会計上では中間会社から賃金分の収益	
	を計上し、施設本体会計(給付費)から中間	
	会社に実際の賃金との差額の支払いを行う	
	という手口により規制を逃れる事業所も存	

在している。そのような抜け道を防ぐための 対策も同時にお願いしたい。 御指摘に関しては、現状では、そのような 6 今回の「改正する省令案」に賛成します。 株式会社は、「障害者のために」、「一部でも 実態の有無等に係る定量的なデータが存在 社会貢献のために」とはじめた就労継続支援 しないため、ご意見として参考にさせていた A型事業等が、利益を確保できたことで当初 だきます。 の志から離れて、更なる利益を上げることが 目的化してしまって大規模化に向かってい る例が散見されるため、例えば30人規模以 上の就労継続支援や共同生活援助の同一法 人による経営を、社会福祉法人、医療法人、 NPO 法人までに制限してはどうか。 7 就労継続支援A型事業者について、利用者 就労継続支援A型事業は、通常の事業所に に対してその希望を踏まえた就労の機会の 雇用されることが困難であるが、雇用契約に 提供を行う旨の義務規定を設けることにつ 基づく就労が可能である者に対して、雇用契 いては行き過ぎであると考える。希望は踏ま 約の締結による就労の機会の提供や、就労に える必要があると考えるが、就労の機会の提 必要な知識及び能力の向上のために必要な 供は常に行えるわけではなく、また希望に添 訓練等を行う事業です。 えない事態というのも往々にして存在する。 このため、就労の機会は常に提供すること が求められるとともに、利用者が長く働きた よって、この義務規定については、排除す るか、努力義務という形にしていただきた いと希望する場合には、長く働けるように就 い。 労の機会を提供しなければ就労継続支援A 型事業としての役割を果たしているとは言 えないと考えます。 今回の見直しは、指定基準に規定すること で、実地指導や指導監査において、自治体が 根拠に基づいて指導が可能となるようにす るものです。 よって、当該規定に関しては義務規定とさ せていただきます。 障害者優先調達推進法に基づく調達の充 就労継続支援A型事業者が生産性を上げ なければいけないことはもっともであり、各 実に関しては、全国会議を通じて先進的な自 事業者が努力し続けなければいけない課題 治体の取組事例を紹介するなど、全庁的な調 であるが、生産性に繋がる業務を確保するこ 達に積極的に取り組んでいただくよう自治 体に依頼しており、引き続き推進してまいり とが困難であることも事実である。 新たな規定を設けるのであれば、同様に平 たいと考えています。 成 25 年 4 月から施行された障害者優先調達

推進法の充実を図り、各都道府県及び市町村

	での取り組みにも力を入れるなど締め付け	
	となる内容だけではなく、適切な支援を行っ	
	ている事業者に対してサポートする内容も	
	必要ではないか。	
9	新規参入は認められないのか。競争の無い	今回の見直しは、都道府県が定める都道府
	ところでは、良い就労継続支援A型事業所は	県障害福祉計画において定める必要な就労
	できてこない。既得権益になってしまうと成	継続支援A型のサービス量を確保できてい
	長しない。まだまだ行き届かない地域や引き	る場合、都道府県知事が事業者の指定をしな
	こもりで本制度そのものを知らない障害者	いことができるようにするというものです。
	も多数いると思う。	新規参入の可否については、地域の実情に
		応じて都道府県が適切に判断すると考えて
		います。
1 0	総量規制の前に、経営指針や障害者支援に	就労継続支援A型事業は、通常の事業所に
	関するフィロソフィや経営理念を就労支援	雇用されることが困難であるが、雇用契約に
	所に問うべきだと思う。利用者の出勤率や直	基づく就労が可能である者に対して、雇用契
	接意見の聴取によって、よからぬ就労継続支	約の締結による就労の機会の提供や、就労に
	援A型事業所は排除できるのでないか。	必要な知識及び能力の向上のために必要な
		訓練等を行う事業ですが、こうした事業の趣
		旨は、今後とも事業者に浸透させていく必要
		があると考えています。
		また、今般の指定基準の改正内容を踏ま
		え、自治体は事業所の指定基準に係る条例を
		定めることになります。当該条例に沿って自
		治体が指導監査を行うことにより、不正な事
		業所が是正されていくと考えています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

 平成
 29年
 2月
 9日

 厚生
 労働
 省

 社会·援護局
 障害保健福祉部
 障害福祉課

厚生労働省では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」について、 平成29年1月13日から同年1月26日までご意見を募集したところ、計11通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

回答 番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1	「就労継続支援A型事業者は、生産活動に	就労継続支援A型事業は、通常の事業所に
	係る収入から必要経費を控除した額が賃金	雇用されることが困難であるが、雇用契約に
	の総額以上となるようにしなければならな	基づく就労が可能である者に対して、雇用契
	い」という規定は厳しい。	約の締結による就労の機会の提供や、就労に
	就労継続支援A型の利用者は、一般の方と	必要な知識及び能力の向上のために必要な
	比べて能力は劣っているが、就労継続支援B	訓練等を行うものです。
	型と違って賃金を下げることもできず、社会	このため、就労継続支援A型事業者につい
	保険や有給休暇もあるため、利益が減れば他	ては、最低賃金の支払い等の労働関係法令を
	から補填するしかない。	遵守した上で、利用者に対し、就労の機会の
	有給休暇の場合、訓練等給付費も入らず、	提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の
	最低賃金・保険料も増えるばかりで、毎年、	ための訓練等を行うことが求められていま
	利用者に支払う最低賃金が上がっており、継	す。
	続的に黒字を達成することも困難である。	また、自立支援給付は職業指導員等の支援
	以上から、当該規定については、あくまで	員の人件費等に充てることを予定している
	目標とするか努力義務とし、義務化するべき	ものであり、利用者の賃金に充てることは適
	ではないと考える。	当でないと考えています。
		以上を踏まえ、就労継続支援A型事業の利
		用者に対して適切な支援が図られることを
		担保するために、今回の指定基準の見直しは
		必要なものと考えています。
		なお、生産活動に係る事業の収入や必要経
		費に計上できる勘定科目、猶予期間の設定等
		に関して、今後、検討の上、指定基準の解釈
		通知の中でお示しする予定です。
2	不正を働いている事業所もあるという事	今般の指定基準の改正内容を踏まえ、自治
	実は理解できるが、実地指導や指導監査にて	体は事業所の指定基準に係る条例を定める
	是正していくべきで、一律、法改正による取り	ことになります。当該条例に沿って自治体が
	り締まりはすべきでない。	指導監査を行うことにより、不正な事業所が
	北ウ甘進少人姓 100 々姓 4 モッセウィー	是正されていくものと考えています。
3	指定基準省令第 189 条第1項の規定によ	就労継続支援A型事業所が行う生産活動
	り、社会福祉法人以外が就労継続支援A型事業を行る場合。その党制に「除宝者総会工程	の内容には制限はないため、収益性の高い事
	業を行う場合、その定款に「障害者総合支援	業を行うことは妨げられていません。
	法に基づく障害福祉サービス事業」としか記載できないため、完整に記載されていること	
	載できないため、定款に記載されていることが許認可の悪性になっている。思されていること	
	が許認可の要件となっている収益性の高い	

事業に参入できないため、改正案のようにし ようともできない実態がある。

4 就労継続支援A型は「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」を対象にしたサービスである。さらに、指定基準省令第197条では、「就労継続支援A型事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない」とされており、能力的に最低賃金を支払うことが困難な障害者へのサービス提供を拒むこともできない。よって、最低賃金以上の収益を上げることはそもそも不可能である。

就労継続支援A型事業は、雇用契約の締結による就労機会の提供等を行うものであり、 最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守 した上で、利用者に対し、就労機会の提供等 を行うことが求められています。

なお、就労継続支援A型事業所の雇用契約者のうち最低賃金の減額特例対象者の割合は8.2%であり、就労継続支援A型事業所の83.7%は減額特例の対象者が一人もいないことから、最低賃金以上の収益を上げることが不可能とは考えておりません。

付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由が付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (運営規程) 第百八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 目的及び運営の方針 一 目的及び運営の方針	「第三頁の上唇の反仏上唇片の頂は、原則として、 の規定により雇用契約を締結していない利用者それの規定により雇用契約を締結していない利用者それとなるようにしなければならない。 上となるようにしなければならない。	第百八十条 1略 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を囲者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。 「賃金及び工賃) のでは、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を は、就労の機会の提供に当たっては、利 第百八十条 1略	新
	るの	第百七十九条 1・2略 (賃金及び工賃)	IΒ

- 1 -

営業日及び営業時間

支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 指定就労継続支援A型の内容(生産活動 に係るも のを除く 並び

金及び第百八十条第三項 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るも の工賃並びに利用者の 労働時間及び作業時間

通常の事業の実施地域

ビスの利用 意事項

る対応方法

緊急時等に 火害対策

種類 σ 主たる対象と る障害の種類を定めた場合には当該障害の

の防止及び 早期発見並びに虐待 があった場合の対応に関す

他運営に関する重要事項

(準用)

第百八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十一条、第二十四条、第二十九条から第九十四条、第二十九条がら第九十四条まで、第六十八条、第七十条から第九十四条まで、第六十八条、第七十条がら第九十四条まで、第六十八条がら第九十四条まで、第二十一条第二項中「第三十二条」とあるのは「第百八十四条の二」と、第二十一条第二項中「第三十二条」とあるのは「第百八十四条の二」と、第二十一条第二項中「第三十二条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第一項中「次条第一項」とあるのは「第一八十五条において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項」とあるのは「第一八十五条において準用する次条第一項」と、第二十一条。第二十一条、第二十一条。 第百八十五条

援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支いて準用する前条」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条において準用する第九十条」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十条」と、同項第二号中「第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十条」とあるのは「第百八十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六人十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六人十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第二号中「第大号中「次条」とあるのは「第百八十五条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十四条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と読み替中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

5 指定の変更申請の手続について

生活介護、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業の利用定員などを増やしてサービス量を増加 しようとするときは、あらかじめ障害者総合支援法第37条の規定により指定変更申請の手続が必要と なります。

また、障害者支援施設においては、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該 指定に係る入所定員(生活介護に係るものに限る。)を増加しようとするときは、あらかじめ、障害者 総合支援法第39条の規定により、指定の変更申請の手続が必要です(新設及び定員増加は、あらかじ め、別途市町村との協議等を経て、県の指示を受けていただきます。)

事業所等は、定員等を変更する日の前月15日までに「指定変更申請書」(様式第3号)を提出することが必要です。

【提出書類】 様式は、4ページ記載の県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。

- ① 指定障害福祉サービス事業者指定変更申請書(様式第3号)
- ② 障害者支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ③ 役員の氏名、生年月日
- 4) 指定に関する記載事項(付表)(※生活介護、就労継続支援(A型・B型)、施設入所支援)
- ⑤ 添付書類
 - ・事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
 - ・運営規程
 - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-1)
 - 組織体制図
 - ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号)
 - ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(別紙)

【提出部数】 正本・副本 各1部

9 障害者の就労支援の推進等について

(1)障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

就労移行支援については、平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者(一般就労移行後に6ヵ月以上雇用されている者)が過去3年間または過去4年間いない場合、報酬の減算を行うこととしたところである。

減算の仕組み導入後においても、一般就労への移行率が0%の事業所は 3割強で推移していた。【関連資料1】

こうした状況を踏まえ、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去 2 年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬の減算を行うこととしたところであり、平成 28 年 10 月においては、173 事業所(5.4%)が一般就労への移行実績がない又は就労定着実績がない場合の減算の対象となっている。

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、利用者の一般就労への移行を実現することを趣旨とするサービスである。

こうした趣旨があるにもかかわらず、3割弱の事業所において1年間で 1人も一般就労に移行させることができていない状況(平成 28 年4月時 点)である。

各都道府県等におかれては、一般就労への移行実績がない事業所や就労 定着者(一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用 されている者)の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に関しては、就 労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないと考えられる ことから、引き続き、重点的に指導を実施するようお願いする。

② 就労継続支援A型について

(ア) 就労継続支援A型の運用の見直しについて

就労継続支援A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものである。このため、就労継続支援A型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、必

要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援A型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、 健常者である従業員(基準省令によるところの「利用者及び従業者以 外の者」)がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援A型事業の従業者も短時間の利用とすること によって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃 金に充当している事例
- ・ 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない 事例

など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

(参考:これまでの対応)

時期	対応内容
平成 24 年 10 月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場
	合の減算(90%、75%)措置の創設(平成 24 年度報
	酬改定)
平成 27 年 9 月	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に
	向けた指導について(課長通知)
	①暫定支給決定の適正な運用の依頼
y *1	②不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイ
	ントの明示
	(不適切な事例)
	・収益の上がらない仕事しか提供せず、生産活動によ
2 2	る収益だけでは最低賃金を支払うことが困難
	・全ての利用者の労働時間を一律に短時間
	・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成 27 年 10 月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利
	用時間に見直すとともに、減算割合(90%~30%)を
	強化(平成27年度報酬改定)
平成 28 年 3 月	就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)にお
*	ける適切なサービス提供の推進について(課長通知)
	①暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び
	市町村間で差が出ないよう都道府県の関与の依頼

②不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

こうした取組を行ってきたが、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が、以前として、指摘されていることから、平成29年4月から就労継続支援A型については、指定基準等に関して、

- 利用者の就労の向上を図るため、
 - ・ 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない
 - ・ 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止
 - 利用者が長く働きたいと希望する場合には、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない
- 障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉 計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就 労継続支援 A 型事業所の指定をしないことを可能にする

などを指定基準等に新たに規定し、事業運営の更なる適正化を図ること としているので、当該指定基準等に沿った指導等をお願いしたい。

なお、生産活動に係る事業の収入や必要経費に計上できる勘定科目、 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額から、利用者の賃 金が支払うことができない場合の具体的取扱等に関しては、指定基準の 解釈通知でお示ししていく。

(イ) 就労継続支援 A 型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型の新規指定時には、法施行規則に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、自立支援給付費や特定求職者雇用開発助成金を充てなくとも最低賃金が支払える事業計画となっているか確認し、指定後半年程度をメドに実地指導を実施し事業計画に沿った生活活動の内容等になっているのか確認するようお願いしたい。なお、具体的取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

(ウ)情報公表制度の先行実施について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)により、サービス提供者の情報公表制度が創設され、平成30年4月から施行さ

れる。

就労継続支援A型事業所については、利用者が就労継続支援A型で収益の上がらない働きがいのない仕事しか提供されないが、最低賃金が保障されるため、利用しているという事例も報告されている。しかしながら、このような事業所を利用した結果、障害の状況が悪化し在宅に戻っているといったことも指摘されていることから、事業所に対して、貸借対照表や損益計算書、就労継続支援A型のみの会計区分、生産活動の内容を事業所のホームページに公表するよう促していただきたい。なお、当該取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

(エ)特定求職者開発雇用助成金について

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定(障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。)を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

今般、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づく「地方分権改革に関する提案募集」(平成 28 年)において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところであり、平成 28 年 12 月に

- A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇 入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが 確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成 27 年 10 月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が 50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降の暫定支給決定が行われた利用者についても当該助成金の対象となることとなった。【関連資料2】

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給 決定を行うことについては、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し 周知徹底をお願いしたい。

また、平成19年4月2日付け障障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」については、改正予定であるため、おって通知する。

雇児総発 0726 第 1 号 社援基発 0726 第 1 号 障障発 0726 第 1 号 老高発 0726 第 1 号 平成 28 年 7 月 26 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部局長 殿 中 核 市

> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 (公印省略) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 (公印省略) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 (公印省略) 厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公印省略)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明でありますが、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

記

- 1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
- 2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
- 3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

障 第 697 号 平成28年7月27日

各障害者福祉施設等の長 様

岡山県保健福祉部障害福祉課長 (公印省略)

障害者福祉施設等における入所者等の安全の確保等について

本県の障害保健福祉施策の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

7月26日に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

このことに関し、厚生労働省から社会福祉施設等における入所者等の安全確保に関する通知がありました。つきましては、同通知に基づき、入所者等の安全確保に努められるようお願いいたします。

また、今回の事案は、元職員によるものであることに鑑み、各施設・事業所におかれましては、従業者に対する研修などを通じた人権意識の高揚、適切な苦情解決体制の整備等について、一層の取組を図っていただきますよう、お願いいたします。

保健福祉部障害福祉課 障害福祉企画班 吉田 内線2848 TEL 086-226-7343 (直通)

FAX 086-224-6520

雇児総発 0915 第 1 号 社援基発 0915 第 1 号 障 障 発 0915 第 1 号 老 高 発 0915 第 1 号 平成 28 年 9 月 15 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局長 殿 中 核 市

> 厚生労働省雇用均等·児童家庭局総務課長 (公印省略)

> 厚生労働省社会·援護局福祉基盤課長 (公印省略)

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 (公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという 痛ましい事件が発生したことから、本年7月26日付け雇児総発0726第1号・社援発0726 第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援 課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらた めて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等(以下「利 用者」という。)の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保(以下「防犯に係る安全確保」という。)がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、 課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼して おります。

また、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

- 1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
- 2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策(例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等)を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、 児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関 係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯 などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力 要請や情報交換が容易になるよう配意すること。加えて、近接する都道府県・市町村間 等(交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含 む。)で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

- 3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、 事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。 また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措 置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係 る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関 係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保 を支援する体制を構築すること。
- 4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

- (1) 所内体制と職員の共通理解
- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員(嘱託の警備員等を含む。以下同じ。)の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、 協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、 外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入 口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開け られなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を 身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別 できるようにしているか。
- 来訪者に"どこへ行かれますか?""何かお手伝いしましょうか?"といった声かけ をすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっている か。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員 に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に 応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防 犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法(緊 急連絡網)をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童 委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話 番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。 また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

○ 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たって の注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけてい るか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持 管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民 と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との 交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、 防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む)
 - ② 対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ)

例:玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交

換する。

- ③ 接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ) 例:道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。 敷地や建物への出入口を限定する。
- ④ 監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ)

例:夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。 防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備(例えば、電源設備など)への施錠その他の厳重な管理と、 その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、 警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を 随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないよう にする対策を講じているか。
- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰 宅時における安全確保
- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用 に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上 で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、 あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族 等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

○ 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

- (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を 整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその 他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報 収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警 察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社 会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・ 児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
 - また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。
- (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘 導等
- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所 管課等に対しても、速やかに連絡する。

- 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配意したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷 地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立 入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えると ともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保す る。

障 障 発 0909第 1号 平 成 28年 9月 9日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 (公印省略)

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に ついて

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成 10 年8月 31 日社援第 2153 号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成 28 年9月1日雇児総発 0901 第3号、社援基発 0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 27 年8月 19 日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添 1 「水害や土砂災害から命を守るために!~社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ~」も参照すること。特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じ

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

ること。

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとすること。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・障害者支援施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制

等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所 や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、 訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参 考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、 速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行 うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況 を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知 おき願いたい。

【参考となる資料】

- (別添1)「水害や土砂災害から命を守るために!~社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ~」(内閣府作成)
- (別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)
- (別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html

調査項目案(予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・障害者支援施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - 避難場所
 - 避難経路
 - 避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・障害者支援施設 ・療養介護事業所 ・生活介護事業所 ・短期入所事業所 ・自立 訓練事業所 ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所 ・共同生活援助事業所 ・ 障害児入所施設 ・児童発達支援事業所 ・医療型児童発達支援事業所 ・放課後等デ イサービス事業所 ・児童発達支援センター
- ※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策 として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。
- ※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

障障発 0 2 0 1 第 1 号 平成 2 9 年 2 月 1 日

(公印省略)

都道府県

中核市

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の 点検及び指導・助言について(依頼)

平成28年8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があり、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日障障発0909第1号)に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導をお願いしたところです。

同通知では、都道府県等が、管内の障害者支援施設等の水害・土砂災害を含む 非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)を点検し、計 画が策定されていない場合や避難訓練が実施されていない場合は管内の障害者 支援施設等に対し指導・助言を行い、その結果について都道府県等ごとに把握し、 厚生労働省に対し報告していただくようお願いさせていただいたところです。

これに基づき、貴職におかれましては、指定した障害者支援施設等の計画の策定状況・避難訓練の実施状況を点検し、必要に応じ指導・助言を行い、その結果

をとりまとめ、当省に報告していただきたく、具体的には下記の方法により実施 いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 点検項目

(非常災害対策計画の策定状況)

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・障害者支援施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - 避難場所
 - 避難経路
 - 避難方法
 - 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

(避難訓練の実施状況)

- ① 平成28年内に水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた避難訓練が実施されたか。
- ② ①がされていない場合、平成28年度内に実施する予定はあるか。

※ 策定すべき非常災害対策計画の内容について

火災・地震に関する計画に加え、今般の事案において風水害による甚大な被害が 生じたことを踏まえ、また、昨今の気象状況から台風や風害に関する被害はどの地 域でも起こりうると考えられることから、それぞれの施設の属する地域・地形など を考慮し、起こりうる災害に対し網羅的に対応できているかについて確認すること。 なお、起こりうる災害の範囲について疑義が存在する場合には、消防及び防災部 局と協議のうえ、決定すること。

2. 点検対象とする施設・サービス

①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所 ⑤自 立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所 ⑧共同生活援助事業所 ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設 ⑪児童発達支援センター ⑫児童 発達支援事業所 ③医療型児童発達支援事業所 ⑭放課後等デイサービス事業所

3. 点検及び報告方法

点検及び報告の方法は以下のとおりとする。

- ① 都道府県(指定都市、中核市(障害児支援については児童相談所設置市)を含む。 以下同じ。)は、指定権限を有する管内の障害者支援施設等に対し、点検票1(事業者 用)の記入を依頼する(障害者支援施設等への点検票1への記入依頼については、各 自治体において電子メールでの依頼など最も簡便な方法を採れるものとする。)。
- ② 都道府県は、点検票1が管内の障害者支援施設等から提出された後、点検票2(都道府県とりまとめ用)に管内の全ての事業者の状況をとりまとめ、厚生労働省に提出する。
 - ※ 本点検については、全ての障害者支援施設等が非常災害対策計画の策定及び避難 訓練の実施が行われることを目的に実施していただくものであり、非常災害対策計 画の策定及び避難訓練の実施の箇所数を把握するのみならず、こうした取組につい て未実施又は不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、当該取組を実 施するに当たり必要な指導・助言を行っていただくこと。

4. 回答期限

都道府県より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係へ点検票 2の電子媒体を平成29年3月15日(水)までにご提出ください。

避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

新たな名称

以下①~③の点を考慮

- ①できるだけ短く
- ②「避難準備」という言葉は残しつつ
- ③情報が持つ意味を名称に付記

(変更前)

避難指示

避難勧告

避難準備情報

(変更後)



避難指示(緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

記載のイメージ(ハザードマップの例)



避難情報の種類

避難指示(緊急)

とるべき避難行動

緊急に避難して下さい。 外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して 下さい。

避難勧告

速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、 屋内の高いところに避難して下さい。

避難準備 高齢者等避難開始

次に該当する方は、避難を開始して下さい

- 「・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいら っしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避 難を支援する方
- し・○○川沿いにお住まいの方(※)

なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。

それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと 思ったら早めに避難をしてください。

(※)急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に記載

45

避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

発令時のイメージ(防災行政無線、テレビ、緊急速報メールの例)

テレビによる伝達のイメージ



避難準備・高齢者等避難開始

○○地区に<u>「避難準備・高齢者等避難開始」</u>が発令されました。○○川が氾濫するおそれ のある水位に近づいております。次に該当する方は、避難を開始して下さい。

- お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、<u>避難に時間のか</u>かる方と、その避難を支援する方
- > <u>川沿いにお住まいの方</u> (急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)

以上の方は、避難を開始して下さい。なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。

それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

<u>避難勧告</u>

○○地区に<u>「避難勧告」</u>が発令されました。○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

避難指示(緊急)

○○地区に<u>「避難指示」</u>が発令されました。○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。未だ避難していない方は、<mark>緊急に避難</mark>して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。

緊急速報メールによる伝達のイメージ

Yil

4

2/2 10:30

件名: 避難準備・高齢者等避難開始

○○地区に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されました。 ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいております。お年 寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、 避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難を開 始して下さい。なお、避難場所への避難が困難な場合は、近く の安全な場所に避難して下さい。

それ以外の方については、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

(●●町防災課)

Ϋ́II



12/2 10:30 件名:避難勧告

○○地区に「避難勧告」が発令されました。○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

(●●町防災課)

Yil



12/2 10:30

件名: 避難指示(緊急)

○○地区に「避難指示(緊急)」が発令されました。○○川の水 位が堤防を越えるおそれがあります。未だ避難していない方は 、緊急に避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いとこ ろに緊急に避難して下さい。

(●●町防災課)

要配慮者利用施設対象

「まさか、こんなことに・・・・」とならないために 水害・土砂災害から生命を守るには



ぼうさい じょうほう

てきかく

が情報に対して的確な

こうどう

求められる行動

へいじょうじ

はっぴょう

市町村が発表・発令する

じょうほう ひなん かん 避難に関する情報

ひなん じゅんび

こうれいしゃ とう ひなん かいし

高齢者等避難開始



© 岡山県「うらっち」

ひなん かんこく

ひなん きんきゅう

施設がある場所に**どのような危険があるか**ハザードマップ

などで調べたり避難の方法を話し合っておきましょう。※1

きしょう じょうほう かせん じょうほう

気象情報・河川情報などに注意し

避難の準備をおこないましょう。※2

ひなん かいし

すみやかに避難を開始してください。

おおあめ ぼうふう おくがい 大雨や暴風で屋外への避難がかえって危険な場合 安全な建物の2階以上にある崖から離れた部屋で待避 ※3

**3 「建物の位置」や「建物の構造」、「既に浸水が生じている状況なのか否か」によって たてものがい ひなん ひつょうせい こと れいせい はんだん じゅうょう さいがい いのち まも 「建物外避難」の必要性は異なりますので、冷静な判断が重要です。災害から命を守る ことができる行動を考えておきましょう。

かのうせい 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。

- ※1 市町村のハザードマップ、おかやま全県統合型GISなどから、建物がどのような場所にあるか避難場所はどこかなどを調べることができます。
- きしょうだい はっぴょう おおあめ ちゅういほう おおあめ けいほう おかやまけん きしょうだい はっぴょう どしゃ さいがいけいかいじょうほう おかやまけん ていきょう すいい じょうほう おかやまけん ※2 気象台の発表する大雨注意報、大雨警報や岡山県・気象台の発表する土砂災害警戒情報、岡山県の提供する水位の情報などを岡山県のHP、 ラジオ、テレビ、インターネットなどで入手することが早めの避難行動に役立ちます。
- はいしん とうろく かくしゅ きしょう じょうほう ひなん じょうほう はいしん う 防災情報メール配信サービスに登録すると、各種の気象情報や避難情報をメールで配信するサービスを受けることができます。 検索サイトから「おかやま防災ポータル」で検索しトップメニューの「おかやま防災情報メール」を選択するか、右下のQRコードから 空メールを送信し、サイトの指示に従って登録してください。登録料は無料です。(通信料は別途かかります。)

岡山県 知事直轄 危機管理課

岡山県 保健福祉部 保健福祉課

岡山県 土木部 河川課

岡山県 土木部 防災砂防課 086-226-7293

086-226-7317

086 - 226 - 7478

086 - 226 - 7482



QR⊐-F

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年2月10日 水管理·国土保全局水政課

「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 〜洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します!〜

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化しています。平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った台風10号等の一連の台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。

このため、国土交通省では一昨年来、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を進めて参りましたが、この取組をさらに加速し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するための抜本的な対策を講ずることとします。

2. 改正案の概要

- (1)「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築
- 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。

「大規模氾濫減災協議会の設置率:約37%(134/367協議会)(2016年12月) → 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現。

- 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り 浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。
- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する<u>要配慮者利用施設</u>について、その 管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化。

避難確保計画の作成・避難訓練の実施率:約2%(716/31,208施設)(2016年3月) ⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現。

- (2)「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用
- 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、<u>国土交通大臣又は</u>独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設。
- 民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、<u>水防活動を委託された民間事</u> 業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能に。
- 輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度を創設。

【問い合わせ先】水管理・国土保全局水政課 小松、内山、青木

代表番号 03-5253-8111 (内線:35-213、35-227)

直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601

平成27年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

																			都道	前房県	市名	出	J山J	具
是正	改善指導事項	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)事業所	自立訓練 (生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援 (A型)事業所	就労継続支援 (B型)事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1 指定等の場	犬況																							
前年度末現在	Eの指定事業所等数(A	97	72	32	7	2	61	37		27		5	10	37	74	47	24	22	69	2	64	6	1	1
177 1 2071 2012	指 定(a)	5	3	4	1		2	5				1	1	11	4	2	4	4	7		9	6		
	更新		1				9	5		6		3	2	2	6	3			1					
当該年度(平	廃 止(b)	7	5	2	1								1		1	1			1		5	1		
成27年度)の 指定状況(B)	辞退等(c)																							
15 V V V V V V V V V V V V V V V V V V V	取 消(d)																							
	期 間 をជめての効力停止																							
平成27年度末の	 指定事業所等数(A)+(B)	95	70	34	7	2	63	42		27		6	10	48	77	48	28	26	75	2	68	11	1	1
2 指導及び監																								
事	事業所等数	97	72	32	7	2	61	37		27		5	10	37	74	47	24	22	69	2	64	6	1	1
	計画数	97	72	32	7	2	61	37		27		5	10	37	74	47	24	22	69	2	64	6	1	1
集団指導	実施数	75	58	29	6		50	21		22		4	8	29	55	29	23	21	56	2	54	3	1	1
	実施率(%)	77%	81%	91%	86%		82%	57%		81%		80%	80%	78%	74%	62%	96%	95%	81%	100%	84%	50%	100%	100%
	計画数	37	26	7	1		15	15		12		1	3	12	31	11	5	5	24	1	23	2	1	
実地指導	実施数	37	26	7	1		15	15		12		1	3	12	31	11	5	5	24	1	23	2	1	
	実施率(%)	38%	36%	22%	14%		25%	41%		44%		20%	30%	32%	42%	23%	21%	23%	35%	50%	36%	33%	100%	
監査	実施数														1									
	結果の事項別是正改善:		 [状?	l 兄						1				4		1			1		1			
第1 基本方針		(2)	(1)							1		(1)		4	(1)	(2)			1		1 (4)			
第2 人員に関	判 9 ② 本 平 員数(生活支援員、看護職員等)		(1)									(1)		(1)	(1)	(3)			(4)					
	是供(児童発達支援管理)責任者	2	1									1		1	1	3			4		4			
	E供(尤里光连入仮官·庄/貝怔名		1					_						1	1									$\overline{}$
3 管理者 4 利用者数	かの答字	\vdash																						4
5 職務の専		\leftarrow	\sim		/			-	-								$^{\prime}$	$^{\prime}$	-	-	-	//		\dashv
	事徒 事業所設置の場合の特例	\leftarrow			/	\vdash		-	/								/		\leftarrow	-	-			$\overline{}$
		\leftarrow				\leftarrow		-	$^{\prime}$							$\overline{}$	-	$^{\prime}$	-	-	-		$\overline{}$	4
	る指定自立訓練 関する基準	\vdash	/		_	\vdash	/	<u>/</u>	/_			1		3	2	<u>/</u>	4		_	_	_			\prec
第4 運営に関		(97)	(10)	(6)			(19)	(13)		(11)			(3)	_	_		/	<u>/</u>	(24)	(1)	(of)	(0)		
	(対) の基準 (ブ手続の説明及び同意	26		(6)			8	6		3		1		12		8	(5)	(5)			18	(2)		\dashv
	か子続の説明及い同意 合量(契約内容)の報告等		19	U			7	/		J		1	1	3	6		1	3	4	1	6	1		\dashv
3 提供拒否		0	1			-	<u>'</u>	_						J	U	_	1	ა	4		U			\leftarrow
	ヨックデュエ 要請)に対する協力・あっせん調整																							\dashv
	提供困難時の対応	-				-																		-
6 受給資格		1				_	1								1									\dashv
7 介護(訓練	等)給付費等の支給(決定)の申	1					1																	\dashv
請に係る接	受助	_													1									-
	犬況等の把握	1													1									\dashv
9 垣疋障吾福	福祉サービス事業者等との連携等														3									

									重度		自立	自立		就労	就					医	放課	保		_
		居安	重度社	同	行	療	生	短	障害	障	訓練	訓練	就労	継続	継続	共同も	地域	地域穴	児童	療型児	後等	育所等	福祉型	医療型
	是正改善指導事項	宅介護	訪問介	行援護	動援護	養介護	活介護	期入所	者等包	害者支	機能	生活	移行支	支援(支援(生活援	移行支	定着支援事	一発達支	童発	デイサ	訪問	障害	障害
	定正以日日刊中京	事業	護事	事業	事業	事業	事業	事業	括支援	援施	訓練	訓練	援事	A 型	(B型	助事	援事	援事	援事	達支	í Ľ	支援	児入一	児入一
		所	業所	所	所	所	所	所	援事	設	事	事	業所	事) 事	業所	業所	業所	業所	援事業	ス 事	事業	所施設	所施設
						L,			業所		業所	業所		業所	業所					所	業所	所	収	臤
	身分を証する書類の携行					\angle	/						/	/					\angle	/		1		\angle
	サービスの提供の記録	5	1		_	L,	6	4		3	L			8	12	2	1	1	2		3			
	利用定員	4	/,	4	Ζ,	K,	4		/,	/	4	Ζ,	4	4	/,		4	/	1			/		
	開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応	Ζ,	/	/	/_	Ζ,	/		/,	/	Ζ,	/,	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/		
	入退所(居)の記録の記載等 指定事業者が支給決定障害者等に求め	_		/	/		/	5	_		_	_	/	/	_	3	_		_	/				
15	ることのできる金銭の支払の範囲等													1	1									
	利用者負担額等の受領						1							3	1	1			1		1			
<u> </u>	利用者負担額に係る管理			_				_	/	3							_		1	1	2			
-	給付費等の額に係る通知等	6	2	1				1						3	2				3		1	1		
	取扱方針	7					2			4			1	0	20	2			0		7			
-	計画の作成(書類の交付) サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務	- 1					3	/		4			1	9	20				8		7			
									_					1		1	_							
-	管理者の責務(管理者による管理等)													1										
24	同居家族に対するサービス提供の禁止 (その他の)サービスの提供								$^{\prime}$		-	$^{\prime}$		$^{\prime}$	//	-	-	$^{\prime}$	-		//	//	$\overline{}$	\leftarrow
	検討等	\leftarrow									\leftarrow					-	\leftarrow		\leftarrow		$^{\prime}$	$\overline{}$		
	相談及び援助	\leftarrow			$\overline{}$		_				_	_	_	_		_	\leftarrow		_	_			_	
27	(機能)訓練・指導等	$\overline{}$												1										
28	雇用契約の締結等													1		$\overline{}$	$\overline{}$							
29																								
	生産活動·就労														2									
31	工賃の支払・賃金	7				/					$\overline{}$			1	18		7		/					
32	実習の実施														1									
	求職活動の支援等															$\overline{}$								
34	職場への定着のための支援												1											
35	就職状況の報告	$\overline{}$									$\overline{}$					$\overline{}$	$\overline{/}$		$\overline{/}$					
36	利用者及び従業者以外の者の雇用																							
37	社会生活上の便宜の供与等									5						1								
38	地域生活移行のための支援																							$\overline{\ }$
39	食 事	\setminus			/									1	2									
40	実施主体	\angle									\angle						\angle		\angle					
41	事業所の体制・支援体制の確保	\angle		\angle	\angle	\angle	\angle				\angle	\angle	\angle	\angle			\angle		\angle	\angle				
42	障害福祉サービスの提供に係る基準	\angle			\angle	\angle											\angle		/					
43	健康管理	\angle												4	1	\angle	\angle							
44	緊急時等の対応	1		L,	Ĺ,	L,	1		Ĺ,		L.,	Ĺ,	L.,	2	1		L.,	1	3	L,	3			
45	入院期間中の取扱い	\angle				\angle											\angle		\angle					
46	支給決定障害者等に関する市町村への通知																							
47		11	9	3	_	L,	1	1		1	L,		L,	2	5	1	L,		7	1	5	1		
	介護等の総合的な提供					\angle			Ζ,		\angle						\angle		\angle					\angle
49		2		L,	L ,				Ζ,	1				2		3	L		1		2			
-	定員の遵守	K,	Ζ,	4	Ζ,				4	1				4.0	1	_	K,	/,	4		2	4		
51		K,	Ζ,	4	Ζ,	<u> </u>	3		4		L			10	11	3	\angle		6		8	Ζ,		
	設備及び備品等	Ź	/			\not	/			/	/	/_		_		_			<u>/</u>					
	衛生管理等	2	1		_	-	1			1		1		6	6	5	L		3		3			
54		4	_	/	/	otag		-1	_					4	0	0	<u>_</u>	<u>`</u>	1	/	1			$\vdash\vdash$
-	掲 示 秋 窓 保 持 笠	1	1					1		1				4	3	2		3	2		_			\vdash
ეხ	秘密保持等	2]		<u> </u>		3		1				2	3	Z	1	1	6		5			ш

所 業 所 所 所 所 所 股 少 要 要 要 要 要 要 要 要 要 要 要 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	後等デイサービス事業所育所等訪問支援事業所
57 情報の提供等(広告) 1 1 1	
58 利益供与(収受)等の禁止	
59 苦情解決 1 1 1	1
60 事故発生時の対応 1 3 3 2 2	2
61 会計の区分 6 1 2 1 1 2 3	3
62 身体拘束等の禁止 2 1	
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整) 3	
64 記録の整備 1 1 1	
65 経過措置·特例	
66 虐待の禁止 6 1	7
67 懲戒に係る権限の乱用禁止	
68 障害児に係る給付金の金銭管理	
69 障害福祉サービスの体験的利用支援	
70 体験的な宿泊支援	
71 その他()	
その他()	
その他()	
その他()	
第5 多機能型(-体型)に関する特例	
第6 変更の届出等 2 2 3 2 2 7 4 3 3 4	5
第7 給付費の算定及び取扱い (6)(1)(1) (4)(1) (3) (1)(1)(1)(1)(1)(7) (1)(12) (12) (1)
1 基本事項 2 2 1	1
2 ○○サービス費・○○給付費 6 1 1 1 5 3 1 1 1	4
3 各種加算 6 6 1 2 13 10 6 11	8 2
第8 その他 (2) (1) (2) (2)	
1 その他(重要事項説明書) 2	
2 その他(預り金の状況) 1 2 2	
3 その他()	
4 その他()	
5 その他()	

- (注) 1 「広域連合等」とは、地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を言う。
 - 2 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の()の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所 実数を記入すること。 従って、()を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。
 - 3 第1~第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、()内に具体的指導事項を記入すること。
 - 4 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。
 - 5 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「辞退等」に記入すること。

最近の主な指導項目【就労系事業所】

No.	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
1	指定事業者等の 一般原則	事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該計画に基ないる別用者に対しサービスを提供しなければならないが、当該事業所では、新規利用申込みの調スではあるが、サービス期間で個別支援計画が作できない体制であるにも関わらず受入をしていた。また、その他の利用者においても、サービス提供開始後に、個別支援計画の内容の同意を受けている事例も見受けられた。	指定事業者の一般原則である個別支援計画に基づく適切な支援を確保することを、事業者として、事業所の管理者及びサービス管理責任者に周知徹底を図り、再発の防止に取り組むこと。	基準条例第3 条第1項
2	人権擁護、虐待 防止及び身体拘 東等の禁止	「虐待防止マニュアル及び身体拘束ガイドライン」を作成しているが、当該マニュアル等について、従業者に対する周知が行われていない。	従業者に対する周知を行うこと。	基準条例第3 条第3項
3	基本方針	利用者の人権擁護・虐待防止のための責任者の 配置等の必要な体制整備及び従業者に対し研修 が実施されていなかった。	利用者の人権擁護・虐待防止のため、責任者の設置等 必要な体制整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等必要な措置を講ずる。	基準条例第3 条第3項
4	虐待の防止等	従業者に対し、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための研修が実施されていない。	従業者に対し、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の ための研修を年1回以上実施すること。また、実施し た研修記録を適切に整備すること。	基準条例第3 条第3項
5	内容及び手続き の説明及び同意	契約書、重要事項説明書等を交付しないまま サービスを提供していた。 	障害者が利用の申し込みを行ったときは、重要事項を記した書面を交付して説明を行い、サービス提供開始について書面により当該利用者の同意を得る。	基準条例第10 条
6	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要 事項を記した重要事項説明書に必要な事項であ る事故発生時の対応についての記載漏れ、苦情 相談担当窓口としての苦情解決責任者及び苦情 受付担当者の一方しか記載されていない。 また、根拠法令等の名称、事業所所在地及び名 称、主たる対象とする障害の種別、加算額等の 誤りがあった。	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を記した重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記載すること。	基準条例第10 条第1項、解 釈通知第三の 3(1)
7	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に「事故発生時の対応」について記載がない等の不備がある。	重要事項説明書及び利用契約書について、全文を再点 検の上、所要の修正を行うこと。	基準条例第10 条第1項、解 釈通知第十の 3の(5)①及び 第十二の3の
8		利用者との利用契約に際し契約書の作成がされていなかった。 利用契約書の事業所名称、参照条番号の誤り等 の誤字脱字等が多数見受けられた。	利用者との間でサービス提供に係る契約が成立した時は、①事業者の名称及び所在地、②サービス内容、③・利用者が支払うべき額、④サービス提供開始年月日、⑤苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をもって契約を締結し、当該書面を交付すること。	基準条例第10 条第2項、解 釈通知第三の 3(1)
9	契約支給量の報 告等	サービス提供に係る契約が成立(入居)した時、終了(退去)した時又は契約支給量の変更が生じた時は、利用者の受給者証に必要な事項を記載する必要があるが、一部に記載がされていないものが確認された。	全ての利用者の受給者証に記載が必要な①事業者及び 事業所の名称、②指定居宅介護の内容、③月当たりの 契約支給量、④契約日等の必要な事項を漏れなく記載 すること。	基準条例第11 条第1項
10	契約支給量の報 告等	利用契約したとき及び退所したときに市町村へ 報告していなかった。	利用に係る契約をした場合及び受給者証記載事項に変 更があった場合には、受給者証記載事項その他の必要 な事項を市町村に遅滞なく報告する。	基準条例第11 条第3項及び 第4項
11	サービス提供の記録	サービスの提供の記録をまとめて記録していた。また、利用者から確認を受けていなかった。	サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な 事項を、サービスの提供の都度記録する。また、利用 者からサービスを提供したことについて確認を受け る。	基準条例第20 条
12	サービスの提供の記録	サービスの通所利用者について、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録するとともに、利用者からサービスを提供した旨の確認をその都度受けておらず、月まとめで利用者確認が行われていた。	サービスの通所利用者については、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録するとともに、利用者からサービスを提供した旨の確認をその都度(利用日ごと)受けること。	基準条例第20 条第2項、解 釈通知第三の 3(9)②
13	利用者負担額等 の受領	法定代理受領をしているが、利用者負担額を受領していないものが見受けられた。	利用者負担額は受領すること。	基準条例第22 条第1項
14	利用者負担額等 の受領	利用者から食事サービスの費用を受け取っていたが、領収証を交付していなかった。	利用者から費用を受領した場合は、当該利用者に対し 領収証を必ず交付すること。	基準条例第22 条第4項

	1			
No.	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
15		法定代理受領により市町村から訓練等給付費を 支給された場合、利用者に対しその額を通知さ れていなかった。	法定代理受領により市町村から訓練等給付費を支給された場合、利用者に対しその額を通知すること。	基準条例第24 条第1項
16	秘密保持等	利用者又は家族に関する情報を他の事業所、医療機関等に対し提供することについて、重要事項説明書への記載及び説明のみで対応していた。	利用者及びその家族から必要最小限での個人情報の利用について包括的な同意を文書で得ること。	基準条例第37 条第3項、解 釈通知第三の 3(24)③
17	秘密保持等	訓練等給付費の市町村(国保連)への請求事務 について、事業者法人の職員以外の者が行って いるが、当該請求事務等の業務を外部に委託す るための契約等が確認できなかった。	請求事務においては利用者の個人情報を取扱うこととなることから、利用者又はその家族の個人情報の保護の観点から、その旨を規定した委託契約書等を整備し、個人情報の適正な管理を行うこと。	基準条例第37 条第1項
18	サービス管理責任者	サービス管理責任者が退職し、欠員状態となっ ている。	速やかに、後任者の確保のための必要な措置を講じ、 適切な事業所体制を確保すること。 なお、サービス管理責任者が欠如しているため利用者 に対する個別支援計画の作成ができない状態であるこ とから、新規の利用者の受入はできないことを十分に 認識すること。	基準条例第51 条第1項第4号
19	事故発生時の対 応	サービス提供時の事故により、利用者が医療機関で治療を受けたにもかかわらず、県民局及び 市町村に報告されていないものが見受けられ	今後は、適切に報告を行うこと。	基準条例第41 条第1項
20	会計の区分	就労継続支援事業の会計については、訓練等給付費等の報酬を主な収入とする福祉事業会計制用者が行う生産活動による事業の収入を財源とする就労支援事業会計を区分して管理する必要がある。特に、就労支援事業会計は、その収入から生産活動に要した必要経費を控除した額にもする金額が利用者への賃金の支払い原資となる。当該事業所においては、当該会計について不明瞭な状況となっている部分が見受けられた。	就労継続支援事業の会計については、厚生労働省社会・援護局長通知「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号)に則った適正な管理を行うこと。	基準条例第42 条、就労支援 会計処理通知
21	計画の作成	サービス管理責任者以外の職員が、個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていた。	サービス管理責任者が、個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う。	基準条例第60 条第8項
22	就労継続支援A 型計画	現在使用している「個別支援計画書」に必要な 事項が記載されていないものが認められた。	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の 検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対す る意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上さ せるための課題、指定就労継続支援A型の目標及びそ の達成時期、指定就労継続支援A型を提供する上での	基準条例第60 条第4項
23	就労継続支援 A 型計画	サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画 の作成に係る会議(利用者に対する指定就労継 続支援A型の提供に当たる担当者等を招集して 行う会議をいう。)を開催し、計画の原案の内 容について意見を求める必要があるが、計画の	今後は、計画の原案を作成した上で会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めるとともに、会議の内容を記録しておくこと。	基準条例第60 条第5項
24	就労継続支援A 型計画の作成	就労継続支援A型計画の作成に係る会議を開催したことが明確でなかった。	サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の原案を作成し、その上で当該計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について担当者の意見を求める必要がある。今後は計画の原案を作成した上で会議を開催し、計画の原案について意見を求め、会議の内容は記録するなどしておくこと。	基準条例第60 条第5項
25	就労継続支援B 型計画の作成	就労継続支援B型計画の原案を作成しておらず、計画の作成に係る会議を開催したことも明確でなかった。	サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の原案 を作成し、その上で当該計画の作成に係る会議を開催 し、計画の原案の内容について担当者の意見を求める 必要がある。今後は計画の原案を作成した上で会議を 開催し、計画の原案について意見を求め、会議の内容 は記録するなどしておくこと。	基準条例第60 条第4項
26	就労継続支援B 型計画の作成	就労継続支援B型計画に記載が必要な「利用者 及びその家族の生活に対する意向」及び「生活 全般の質を向上させるための課題」の位置づけ 不明瞭である。	「利用者及びその家族の生活に対する意向」及び「生活全般の質を向上させるための課題」について、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、詳細に記載すること。	基準条例第60 条第4項
27	就労継続支援計 画の作成	就労継続支援A型(B型)計画の原案が作成されていなかった。	サービス管理責任者は、就労継続支援A型(B型)計画の原案を作成した上で、当該計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について利用者に対する指定就労継末数ることとなっているので、計画の原案を作成することとなっているので、計画の原案を作成することと。	基準条例第60 条第4項
28	就労継続支援計 画の作成	就労継続支援A型(B型)計画に記載しなければならない「利用者及びその家族の生活に対する意向」及び指定就労継続支援A型(B型)の目標に対する「達成時期」の記載内容が不十分である。	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、「達成時期」について詳細に記載すること。	基準条例第60 条第4項
29	勤務体制の確保 等	事業所の従業者が、同一事業所内での複数の職種の兼務及び同一法人が運営する指定事業所の従業者との兼務が生じているが、当該従業者との雇用契約上で明確に兼務関係の規定がされていなかった。	従業者との労働契約において、労働契約書(又は労働条件通知書)又は辞令書等により、兼務職種を明確にし、従業者の勤務の体制を適切に管理すること。	基準条例第70 条第1項、解 釈通知第四の 3(17)①

No.	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
30	勤務体制の確保 等	従業者への研修を実施していなかった。	従業者の資質向上のため、研修の機会を確保する。	基準条例第70 条第3項
31	勤務体制の確保 等	従業員の資質向上のための研修が計画的に実施 されていなかった。	事業所の運営規程に規定された回数を含め、研修の年度計画を定めて、事業所内での研修及び外部研修機関が実施する研修等により従業者の研修の機会を確保すること。 なお、当該研修には、利用者の人権擁護及び虐待防止に関する研修内容を必ず設定すること。	基準条例第70 条第3項
32	定員の遵守	1日の利用定員を超えた利用者の受入が見受けられた。	訓練等給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、所定の利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の制用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意すること。	基準条例第71 条、解釈通知 第十一の3(8) ①(第四の 3(18)準用)
33	非常災害対策	火災を想定した避難訓練のみを行っている。	想定される様々な非常災害に対応するため、これまで 行っている火災を想定した避難訓練に加え、地震、津 波や風水害を想定した訓練も行うこと。	基準条例第72 条第3項
34	非常災害対策	作成している避難経路図に二次避難所が記載さ れていない。	作成している避難経路図に二次避難所を追記し、事業 所内の見やすい場所に掲示すること。	基準条例第72 条第2項及び 第3項
35	非常災害対策	当該事業所が策定している非常災害への対応に 関する計画である消防計画に、当該地域で想定 される地震発生時の対応に係る内容が不十分で あったり、津波に対応する計画が規定されてい なかった。	当該地域で想定される災害への体制の確保等を図ること。	基準条例第72 条第2項
36	非常災害対策	避難経路図(一次避難場所及び地域避難場所を含む。)が作成されていなかった。	避難経路図 (一次避難場所及び地域避難場所を含む。)を作成し、従業者及び利用者が見やすい場所に掲示する等により、円滑な避難が可能な体制を確保すること。	基準条例第72 条第2項
37	非常災害対策	非常災害に備えた避難、救出その他地震及び津 波想定等必要な訓練が実施されていなかった。	事業所(作業場等の事業所外の活動場所を含む。)に おいて想定される災害の種類に応じて、消火、通報、 避難、救出等の訓練を速やかに実施するとともに、当 該訓練に参加した従業者及び利用者の氏名、避難所要 時間等を記録し、実効性のある訓練とすること。	基準条例第72 条第3項
38	記録の整備	利用者に対するサービスの提供に関する記録が 整備されていなかった。	利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備する。	基準条例第77 条
39	設備	届出された洗面がないで、 能を満来所に、 能を満来利用者に、 がながので、 がないでは、 に、 がながのが、 がながのが、 がながのが、 がながのが、 がながのが、 がながのが、 がながのが、 がながのが、 がながが、 がながが、 がながが、 がは、 がいているが、 がいているが、 がいているが、 がの場所の届出がでいて、 がの場所のは、 でいたが、 がのでがたるいが、 でいたがでが、 がいたを設置がいた。 がいたでが、 がいたでが、 がいたが、 がいたでが、 がいたが、 がいたでが、 がいたが、 がいったが、 でいたが、 がいったが、 でいたが、 がいったが、 でいたが、 がいったが、 でいたが、 がいったが、 でいが、 でいたが、 でいがが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、	届出された洗面所には鏡がなく洗面所としての機能を満たしていないものであった。洗面所としての機要な機能の整備をすること。洗面所としての場で変更後10日内に変更が生じた場合は、変更後10日内に変更届を提出すると。持に、は、その提供を制力を算定する食事等のととの音がといることに、専用であることに、またのようには、サービスでは、サービスで表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	基準条例第83条
40	運営規程	事業所等の営業日及び利用者負担額(食費等) について、運営規程に規定された内容と実態に 乖離が生じていた。	運営規程に則した運営管理を行うこと。	基準条例第91 条
41	衛生管理等	感染症の発生防止、まん延防止に関する対応等 について取組がされていない。	感染症の発生防止、まん延防止に関する対応等を規定 した感染症対応マニュアルを策定し、従業者に周知を 行い、衛生管理の徹底を図ること。	基準条例第92 条第2項
42	衛生管理等	事業所のトイレ及び多目的室の流し台に共用される怖れのある手拭きタオルが設置されていた。	感染症のまん延防止のためにも共用される怖れのある 手拭きタオルは撤去し、ペーパータオル等を配置し、 衛生管理の徹底を図ること。	基準条例第92 条第2項

No.	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
43	協力医療機関	運営法人が契約している協力医療機関が、事業 所からかなり離れている。	協力医療機関とは利用者の病状の急変等に備えるために定めておくものであることから、事業所から近隣にあることが望ましい。ついては、別途、当事業所の近隣の医療機関についても協力医療機関として確保するよう検討すること。	基準条例第93 条、解釈通知 第十の3(5)① 及び第十二の 3(2)①(第五 の3(10)準
44	掲示等	運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、事業所名称を変更する前のものであった。	当該掲示物は、利用申込者のサービスの選択に資する 重要事項を掲示しているものであることから、最新の 適切な情報を掲示すること。	基準条例第94 条
45	賃金及び工賃	賃金については、最低賃金を維持しつつ、賃金 の水準を高めるように努める必要があるが、就 労継続支援事業にかかる決算では、赤字額が発 生している。	今後の収支見通し(3年ないし5年)をたてて、収支が均衡していくよう引き続き努めること。	基準条例第 180条第1項、 解釈通知第十 ーの3(3)
46	実習先の確保	利用者の実習の受入先の確保ができていなかった。	事業者は、利用者が就労継続支援A型計画に基づいて 実習できるよう、実習の受入先の確保に努める必要が ある。今後は、実習の受入先が複数確保できるよう、 職業指導員が中心となり、その開拓に努めること。な お、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定 所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校 等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向 及び適性を踏まえて行うよう努めること。	基準条例第 181条、解釈 通知第十一の 2(4) (第十の 3(1)準用)
47	実習先の確保	事業者は、利用者が就労継続支援B型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入 先の確保に努める必要があるが、確保できていなかった。	今後は、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な実習の受入先が複数確保できるよう、職業指導員が中心となり、その開拓に努めること。なお、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めること。	基準条例第 181条、解釈 通知第十二の 3(2)(第十一 の3(4)準用)
48	実習の実施	利用者に対する支援が、企業実習等の施設外支援として行われていたが、その施設外支援は、運営規程及び個別支援計画に位置付けがなく、また、日報も作成されておらず、AB留意事項通知で示された施設外支援の要件を満たしているとは言い難いものであった。	企業実習等の施設外支援を行う場合は、運営規程及び個別支援計画に位置付けし、日報の作成等、AB留意事項通知で示された施設外支援の要件を満たして実施すること。	基準条例第 181条、解釈 通知第十の3 (1)、AB留 意事項通知5 (1)①
49	施設外就労	施設外就労に従事している利用者について、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価が行われていなかった事例が見受けられた。	施設外就労に従事している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う必要があるので、今後は必要な評価を行うこと。	A型B型留意事 項通知5(2)① ア
50	施設外就労	施設外就労に関して企業等と締結している契約について、請負契約に必要な記載条項「作業の完成についての財政上及び法律上の全ての責任は事業所を運営する法人が負うものであること。」が記載されていない事例があった。	契約更新時に内容の見直しを行い、適正な契約を再締結すること。 には、	A型B型留意事 項通知5(2)④ ア a
51	工賃の支払	年度ごとに、工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額が利用者に通知されていなかった。	年度ごとに、工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	基準条例第 189条第4項
52	工賃の支払	年度ごとの工賃の目標水準と前年度における工賃支払い平均額が利用者に通知されていなかった。	毎年度、当該年度における目標工賃と前年度に利用者 に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	基準条例第 189条第4項、 解釈通知第十 ニの3(1)
53	変更の届出	作業場の一部の建物について届出がされていなかった。 定款及び役員変更について、半年以上経過して 届出がされていた。	県に届出されている事項に変更が生じた場合は、法律に定められた期限(変更後10日以内)までに変更届を漏れのないよう提出すること。	法第46条第1項
54	変更の届出	届出を要する変更事項について、届出がなされていない事例(事業所の平面図の変更)が見受けられた。	当該事項に係る届出を早急に行うとともに、今後、事業所の名称及びその他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更から10日以内に、その旨を届け出ること。	法第46条第1 項
55	変更の届出	届出を要する変更事項について、所定の期限までに届出がなされていない事例(役員の変更)が見受けられた。	変更届出事項が生じた際は、漏れがないよう期限までに届け出ること。	法第46条第1 項

平成27年度における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第20条の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの障害者福 祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 5 件 《上記の詳細》

被虐	性別	女性(1人)	男性(2人)	男性(1人)	男性(1人) 女性(1人)	男性(1人)
待者の心	年齢階級	25~29歳	35~39歳 40~44歳	30~34歳	40~44歳 45~49歳	30~34歳
状 況	障害種別	知的障害	知的障害 (2人)	知的障害	知的障害 身体·知的障害	精神障害
障害	手者虐待の類型	性的虐待	身体的虐待	身体的虐待心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待 経済的虐待	心理的虐待
	役・事業所の はサービス種別	就労継続支 援B型	障害者支援 施設	障害者支援 施設	就労継続支 援A型	就労継続支 援A型
障領	待を行った 害者福祉施設 事者の職種	職業指導員 (1人)	支援員 (1人)	支援員 (1人)	管理者、職 業 指 導 員 (3人)	支援員 (1人)
	害者虐待に対 て取った措置	法の体しに育を 人虐の全する を がの が が が が が が が が が が が が が が が が が	再向研やセッ等 防にの期フの指 を を が が が が が が が が が が が が が が り が り が	再付修定ルクを がである。 一の研究を がである。 一のでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	虐っな で を は た た た た た た た た の で 、 の り で 、 の り で り で り で り で り で り で り で り で り で り	虐待者 をへ意に防 をへ意に防 を を を が が が が が が が が が が が が が が が が

(参考) 平成27年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位:件)

		障害者福祉施 設従事者等に よる虐待	養護者による 虐待	使用者による 虐待
通報・	• 届出件数	3 4	6 4	1 4
うち陸	章害者虐待	5	2 8	※ 2 2
障害者	身 体 的	3	1 4	0
障古名 虐待の	性的	1	4	0
虐待の 内訳	心理的	3	9	1
Y 司 ※ 1	放棄・放任	0	3	1
* 1	経 済 的	1	1 1	1

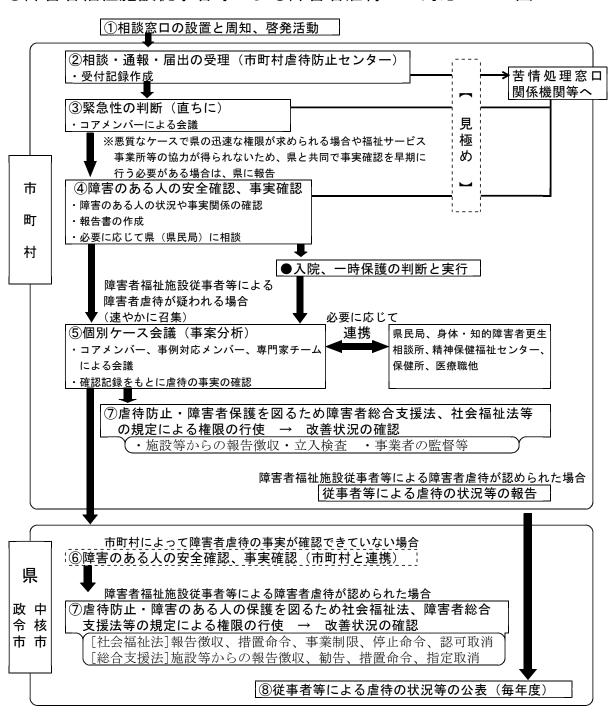
※1 虐待の内訳は、重複している ※2 虐待の疑いがあるため、労働局に報告した件数

〇障害者福祉施設従事者等による障害者虐待発生時の対応図



※施設所在地が政令市・中核市である場合は、政令市・中核市が実施

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応フロー図



平成27年度 障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要

1 全庁の実績

調達額 14,471千円(物品:3,743千円、役務:10,728千円)

<H26> 11,987千円 (物品 3,457千円 役務8,530千円)

(単位:円)

												(単位:円)
	合	計					物	F	12			
調達先 区 分	件数	金額	事務	① 用品•書籍	食料	② 品•飲料	小	③ 物雑貨	その	④ 他の物品		小計
	11 221		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
a 就労継続支 援事業所等	205	11,023,601	1		15	1,281,160	62	1,392,778	3	199,060	81	2,873,798
b 共同受注 窓口	93	3,279,335	21	50,939	6	95,910	16	722,630	0	0	43	869,479
c 特例子会 社等	7	168,136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	305	14,471,072	22	51,739	21	1,377,070	78	2,115,408	3	199,060	124	3,743,277
					役		務					
調達先		① 印刷	クリ	② ーニング	清掃	③ ·施設管理	情	④ 報処理	その	⑤ 他の役務		小計
区 分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
a 就労継続支 援事業所等	76	4,819,901	40	209,530	5	1,814,832	0	0	3	1,305,540	124	8,149,803
b 共同受注 窓口	36	956,858	7	18,300	1	864,000	1	32,040	5	538,658	50	2,409,856
c 特例子会 社等	0	0	0	0	0	0	7	168,136	0	0	7	168,136
											181	

2 調達目標と実績

全庁において、前年度の障害者就労施設等からの調達実績額以上 → 達成

平成28年度岡山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 適用範囲

この方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先事務所(学校、警察署等を含む。)に適用します。

2 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が県内にある、優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等とします。

また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)とします。

3 調達の目標

平成28年度は、全庁において、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額以上とすることを目標として設定します。

4 基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの 調達に努めます。

(2) 予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

(3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつ つ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

(4) 地域での発注機会の拡大

出先事務所における当該管轄内の施設からの調達実施や市町村との連携等を通じて、調達に当たって地域での発注機会の拡大に努めます。

5 調達の推進のための具体的方策等

(1) 調達の推進体制の整備

障害者就労施設等からの調達に関するセンター機能を保健福祉部(障害福祉課) に設け、障害者就労施設等への調達情報の提供や、施設等や各部局からの問い合わ せへの対応を行うとともに、各部局等に対して各施設の取扱商品の一覧など分かり やすい情報を適時適切に提供します。

また、重点的な取組として、実績の高い分野での調達事例や調達手順について情報共有を行い、効果的な推進を図ります。

(2) 随意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、県財務規則など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

(3) 共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、専用サイト上でのマッチングシステムの活用など、共同受注窓口である岡山県セルプセンターを介した調達の推進に努めます。

(4) 障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。

また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

(5) 障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促します。

(6) 市町村との連携等

適時適切な情報の提供・共有や的確な助言等により、市町村との連携を深めるとともに、地域における市町村と障害者就労施設等との連携した取組を支援し、全県的な調達を推進します。

(7) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

本県では、総合評価落札方式における評価項目に障害者雇用の有無を設定し、公 契約における障害者の就業促進に努めます。

6 進行管理等

年度終了後、各部局における調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。 また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など 進行管理にも努めます。

【参考】

〇障害者就労施設等

- ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・生活介護事業所
- ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所
- ・小規模作業所 ・障害者雇用促進法の特例子会社 ・在宅就業支援団体

〇H27年度の本県における調達実績

14,471千円 (物品:3,743千円、役務:10,728千円)

ノロウイルスに

要注意!

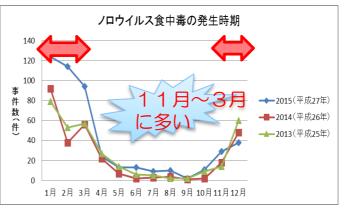




ノロウイルス食中毒が起こりやすいのはいつ?

ノロウイルスの特徴① 冬期に発生しやすい







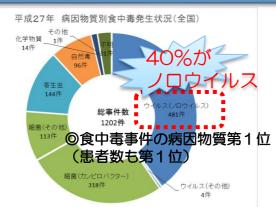


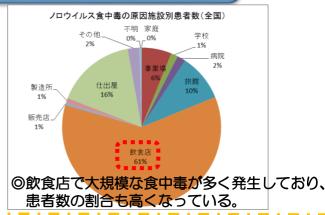
なぜ、ノロウイルスに注意が必要なの?

ノロウイルスの特徴②

感染力が非常に強い

10個程度のウイルスでも感染し、大規模な食中毒となることがある。





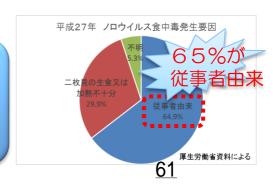


ノロウイルス食中毒の原因は?

ノロウイルスの特徴③

<u>調理従事者を介して汚染された食品が原因で</u> 発生する場合が多い。

不顕性感染 (無症状でもウィルスに感染している) を起こしや すい特徴もある。常に食品を汚染しない意識が重要。



岡山県·保健所

ノロウイルス食中毒の予防方法

①付けない

手洗いを徹底しましょう



◎手洗いの適切なタイミング





トイレの後 生の肉や魚を触った後



加熱工程のない食品に触れる前

盛付作業の前





洗い残しに注意して丁寧に! 常に食品を汚染しない心がけを!

②持ち込まない

健康管理を徹底しましょう

◎健康チェック

調理前に必ず自分や家族の健康状態を確認しましょう。

症状がある時は食品に触れる作業 をしないようにしましょう。

	11/1	11/2	•••	12/1	•••	1/1
嘔 吐	あり	なし		なし		なし
下痢	あり	あり		なし		なし

ノロウイルスに感染すると、症状がおさまっても一般的に7~10日(長くて1~2か月)は便中にウイルスを排出すると言われています。

③拡げない

施設の清掃や調理器具の消毒を行いましょう

感染した人の嘔吐物や便には大量のウイルスが含まれています。これらが付着した所は、除去後、1,000ppmの塩素消毒を行いましょう。

人の手が触れる施設設備や調理器具は、洗浄後、200ppmの塩素消毒

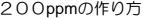
を行いましょう。(煮沸消毒も◎)





1,000ppmの作り方







④加熱する

食品を十分に加熱しましょう

◎加熱の目安

中心温度85~90℃、90秒間以上

事 務 連 絡 平成28年5月18日

 都 道 府 県

 各 保健所設置市

 特 別 区

衛生主管部局 御中 民生主管部局 御中

各 都道府県労働局

労働基準部 御中 職業安定部 御中

厚生労働省健 康 局 健 康 課 医 政 局 総 務 課 生 活 医 衛 生 総 課 局 医薬 • 生活衛生局生活衛生 • 食品安全部水道課 労働基準局安全衛生部労働衛生 職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課 雇用均等・児童家庭局 総務 課 援 護 局 課 社 会 · 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 老 健 局 総 務 課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(周知依頼)

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児(者)、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発

生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関 等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、「効果的な熱中症予防のための医学的情報等の収集・評価体制構築に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者:昭和大学三宅康史)において、日本救急医学会の協力の下、「熱中症診療ガイドライン2015」を作成いたしました。当該ガイドラインは厚生労働省ホームページ熱中症関連情報(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/)のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「平成28年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」(平成28年2月29日付け基安発0229号第1号基準局安全衛生部長通知)により通知しておりますので、御承知おき下さい。

(担当者)

厚生労働省健康局健康課

有賀 玲子、小貫 正子、鈴木 麻利

TEL : 03-5253-1111 (内: 2332)

FAX: 03-3503-8563

e-mail: aruga-reiko@mhlw.go.jp

onuki-masako@mhlw.go.jp

suzuki-mari@mhlw.go.jp

事 務 連 絡 平成 27 年 1 月 15 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課障 害 福 祉 課精神・障害保健課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要援護障害者については、適切に 御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただく とともに、災害の発生により貴管内の市区町村が災害救助法(昭和22年法律第 118号)の適用を受けた場合等にあっては、同内容について管内市区町村に対 して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

記

1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者、避難所に避難していない要援護障害者に対して、その状況や 実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円 滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

- 2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ
- (1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費について

は、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護 給付費の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

(2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮をお願いします。

- 3. 障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)の利用者に係る取扱い
- (1) 居宅介護及び重度訪問介護については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難 所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たって は、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

(2) 生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

(3)被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記2

の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、 戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障 害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の 利用も可能とします。

4. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の 弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

5. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要となります。管内被災市区町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

- 6. 利用者負担の減免について
- (1)被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第31条又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の11若しくは同法第24条の5に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。
- (2) 自立支援医療については、平成 18 年 3 月 31 日付け障害保健福祉部長通知 (障発 0331006 号) に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。
- (3) 補装具費については、平成19年3月27日付け障害保健福祉部長通知(障

発第 0327004 号) に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。

- (4) 肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療については、平成19年4月4日付け障害保健福祉部長通知(障発0404002号)に基づき、被災した給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて、適宜の方法により給付決定保護者の負担を軽減することができます。
- (5) 療養介護医療については、平成19年4月4日付け障害保健福祉部長通知 (障発0404003号) に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の 所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の 負担を軽減することができます。
- 7. その他本件に関する疑義照会等については、担当課室まで御連絡をお願いします。

消防予第 264 号 平成 28 年 9 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長(公印省略)

光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について(通知)

聴覚障がい者等に対して火災時に情報を有効に伝達する手段として、避難設備については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)では点滅機能を有する誘導灯を規定し、その設置が望ましい部分等を「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」(平成11年9月21日付け消防予第245号)の中で示しているほか、光点滅走行式避難誘導システム(一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示すシステム)の活用などが検討され、一部の施設において既に導入されているところです。一方で、警報設備のうち音により火災の発生を報知する自動火災報知設備については、法令上その設置及び維持に関する技術上の基準が定められていますが、音以外の方法により火災の発生を報知する警報については統一的な基準は定められていません。

光により火災の発生を伝える警報装置(以下「光警報装置」という。)は、音以外の方法により聴覚障がい者等に対し火災の情報を伝達する手段として一定の効果が期待できることから、学識経験者、障がい者団体の関係者などから構成される「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」を設置し、空港や社会福祉施設等での光警報装置を用いた実証実験を行い当該装置の有効性を確認したほか、実験結果等を踏まえ、より効率的な設置方法について検討し、光警報装置の設置に係るガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を別添のとおり取りまとめたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、 各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この 旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助 言として発出するものであるとともに、国土交通省に対して空港関係事業者及び鉄道 関係事業者へのガイドラインの周知を依頼していることを申し添えます。

1 ガイドラインの概要

ガイドラインは、防火対象物の関係者が、光警報装置を設置する際の指標として活用することを想定したものであり、ガイドライン第二に示す設置対象物を中心として普及を促進するためのものであること。具体的には、聴覚障がい者が使用する蓋然性が高い場所として、不特定多数の人が利用する大規模な施設や聴覚障がい者が主に利用する福祉施設などを挙げたこと。

具体的な設置場所については、聴覚障がい者に対し火災の発生を知らせることが 困難な部分には設置が望ましいとした上で、例外として設置を要しない部分を例示 し、また、設置方法について、大規模な居室や廊下等における効果的な設置方法を 記載したこと。

2 光警報装置の性能・機能等に関する事項

ガイドライン第五に示した性能・機能は、ISO(国際標準化機構)規格で求める性能を参考として定めたものであり、点滅及び発光に係る性能については以下の事項に留意したものであること。

ア ガイドライン第五 2 (12)~(14)の点滅周波数及び装置間の点滅同期機能についての基準は、光感受性てんかん発作を防止するため必要とされること。

- イ ガイドライン第五 3 (3)の最大光度は発光が強すぎることにより避難等の 妨げになることを防ぐため上限値を設けたものであること。
- ウ ガイドライン第五 3 (4)の白色光であることは、警報として代表的な発光色には白色と赤色があるが、両者を比較検討し、赤色光は減衰しやすいこと及び色覚に異常がある方には気付かれにくいことを考慮したうえで、警報としての認識を統一するため白色に限ることとしたこと。

また、これらの性能を満たすものとして、現在では LED を用いた製品が開発されるなど技術革新が進んでいること。

3 光警報装置以外の対応

(1) 他の伝達手段

光警報装置の設置が望ましい防火対象物であっても、聴覚障がい者の利用を予め把握でき、火災の際に従業員等により適切な避難誘導等が期待できるものや、 光警報装置以外の手段により聴覚障がい者に火災の発生を伝達できる部分等については、施設の実情に応じた対応を行っていただきたいこと。

(2) ソフト面の対策

主に聴覚障がい者が利用する防火対象物における火災安全対策については、ガイドラインによる光警報装置の設置等のハード面の対策のみならず、ソフト面の対策を講じることが重要であることから、消防計画の作成や避難訓練を実施する

に当たって以下の事項に留意するよう関係者に指導されたいこと。

- ア 聴覚障がい者に火災を報知するための方法に関すること。
- イ 聴覚障がい者の避難誘導の方法に関すること。
- ウ 聴覚障がい者に対するア及びイの方法に係る事前の説明に関すること。

4 その他

光警報装置の設置については、自動火災報知設備に対して光警報装置を付加する工事であり、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付消防予第192号)別紙1における増設又は改造に該当することから、甲種4類の消防設備士が行うこと。また、工事整備対象設備等着工届の際に、光警報装置が有効に設置されるよう指導されたいこと。あわせて、自動火災報知設備の機能に支障がないことを確認されたいこと。

消防庁予防課 設 備 係:四維、千葉

企画調整係:桐原、伊﨑

電話:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533

健 第 1054 号 平成28年11月 7日

殿

健康推進課長 (公印省略)

社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告等について

平素より感染症対策業務には特段の御配慮いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今月に入り、特に季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症の流行が懸念される時期となりました。社会福祉施設等において発生した場合には、感染症等のまん延防止のため、迅速で適切な対応が求められます。

つきましては、厚生労働省通知(平成17年2月22日付け「社会福祉施設等における感 染症等発生時に係る報告について」)を送付いたしますので、再度御確認いただくともに、 感染症又は食中毒の未然防止や発生時の適切な対応をお願いします。

なお、感染症もしくは食中毒の発生、またはそれが疑われる下記のいずれかの状況が生じた場合、社会福祉施設等主管部局へ報告を求めるとともに保健所へ報告を行い指示を受けるように周知方よろしくお願いします。

記

- 1. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1 週間以内に2名以上発生した場合
- 2. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半分以上発生した場合
- 3. 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【担当】

岡山県保健福祉部健康推進課 森isao_mori@pref.okayama.lg.jp

TEL: 086-226-7331 FAX: 086-225-7283

健感発1108第2号 平成28年11月9日

都道府県保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿特別区

厚生労働省健康局 結核感染症課長 (公 印 省 略)

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな 影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が 指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「平成28年度今冬の インフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般 の施策を実施していくこととし、併せて「平成28年度インフルエンザQ&A」 を作成しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びイ ンフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、 教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携 が重要であり、積極的な情報提供等に御協力ください。

事 務 連 絡 平成28年12月28日

各 指定都市中核市

民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等·児童家庭局総務課 厚生労働省社会·援護局福祉基盤課 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害 防止対策の推進について

今般、別添「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」(平成28年12月19日基安発1219第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)が発出され、第三次産業のうち特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店については、当該業種の本社等主導の取組を推進するため、都道府県労働局又は労働基準監督署においては、関係団体とも連携し自主的安全衛生活動を推進するための運動の展開及び多店舗展開企業等の本社等に対する指導を別添通知のとおり実施することとされております。

そのため、別添通知の内容についてご了知いただくとともに、社会福祉施設における労働災害防止対策について、都道府県労働局又は労働基準監督署から協力依頼等があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

【参考になるウェブサイト】

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」
 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145844.html

老高発 1001 第 2 号 老振発 1001 第 1 号 老老発 1001 第 1 号 薬食安発 1001 第 3 号 平成 26 年 10 月 1 日

各 指定都市 中 核 市

民生主管部(局)長 殿

厚生労働省 老 健 局 高齢者支援課長(公印省略)
厚生労働省 老 健 局 振 興 課 長(公印省略)
厚生労働省 老 健 局 老 人 保 健 課 長(公印省略)
厚生労働省 医薬食品局 安全対策 課 長(公印省略)

老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について (老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼)

今般、有料老人ホームにおいて、厳格な安全管理方策が必要なサリドマイド製剤(販売名:サレドカプセル100)について、サリドマイド製剤を服薬する患者である入居者とは別の入居者に対して使用の介助を行った事例が判明いたしました。

老人福祉施設等での医薬品の使用の介助については、適正な管理が求められることから、 下記について、貴管下老人福祉施設等への周知徹底及び指導方お願いします。

記

1. 老人福祉施設等を利用しようとする者に対しては、医薬品の使用の有無及び当該医薬品を処方した医療機関からの留意点等の説明の有無について、本人又は家族に確認するとともに、必要に応じて当該処方医療機関にも留意点等の確認を行うこと。また、医師、歯科医師又は看護職員の配置がある場合には、使用している医薬品に関して確認された内容について当該職員等は把握のうえ必要な対応を行うこと。

- 2. 利用者に対して老人福祉施設等の職員が医薬品の使用を介助することになった場合には、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用する方法等について、従業者に対し、改めて周知徹底すること。また、看護職員の配置がある場合には、医薬品の使用の介助については看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきであること。
- 3. 医薬品の使用の介助に当たっては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年7月26日付け・医政発0726005号)」(別添1)や、また特別養護老人ホームについては平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金による「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」(別添2)を参考にすること。特に、医薬品の取り違えについては、利用者の入れ替わりや職員の入れ替わりなどで起きる可能性が高まることを踏まえて、日頃から職員の声かけなどにより、本人確認の徹底を行うこと。
- 4. 老人福祉施設等において医薬品の誤使用が発生した際には、以下の対応を行うこと。
 - ① 速やかに医療機関に連絡して、必要な対応について相談すること。
 - ② 医薬品の誤使用が発生した原因を分析し、その再発を防止する観点から、当該老人福祉施設等の内部における情報の共有・注意喚起等必要な安全管理対策を講じること。
- 5. 本通知でいう「老人福祉施設等」については、老人福祉法又は介護保険法に規定されている施設等であって、当該施設等の職員が利用者に対して医薬品の使用の介助を行うものが該当する。
- 6. また、居宅において医薬品の使用の介助を行う場合についても、本通知の趣旨を踏ま えて、上記1~5を参考にすること。

医政発第 0726005 号 平成 17 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について (通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業(歯科医業を含む。以下同じ。)は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じた個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の傷病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供のあり方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い 行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等 の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等に置いて安全 に行われるべきものであることを申し添える。

$1 \sim 4$ (略)

- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの 免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前 の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により、患者ごとに 区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の 保健指導・助言を尊重した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の 処置を除く。)皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む。)、 肛門からの座薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 (略)

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には、医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健助産師看護師法第31条の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、業として行う場合には、実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 (略)

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。

上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。 注6 (略)

別添2

特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン(抄) (平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)

3 事故予防のための対策・介護技術

4) 誤薬

(1) 総論

誤薬とは、利用者が誤った種類、量、時間または方法で薬を飲むことを差します。

誤薬は、薬の内容や量によっては生命に重大な危機を及ぼすことになり、決して起こってはならない 事故です。しかし、「ついうっかり」「思い込み」などのヒューマンエラーが最もおこりやすい事故でも あります。そのため、薬を扱う際には複数回のチェックを行うことを習慣化することが重要です。

誤薬がおこる要因として、薬に対する意識が低いこと、食事時間はいくつかのケアが重なりあわただ しい状況があること、確認不足、薬に関するシステムがチーム内で統一されていないなどがあげられま す。

これらを解決するためには、まず「配薬ボックスから薬を取り出すとき」、「利用者のそばにいったとき」、「薬袋をあけて口に入れる前」の最低3回はその薬が本人のものであるか確認する、といった基本 事項を職員全員で徹底します。

そのほかにも、以下のような点に留意します。

- 薬についての基礎知識について学習の機会を持つ。
- ・ 介護職員にも利用者が使用している薬の内容がわかるように、個人ファイルに薬の処方箋を添付し 確認できるようにする。
- ・ 薬は1回分ずつ分包し、氏名と飲む時間(朝食後など)を明記する。
- 薬ケースを利用者個人ごとに用意する。
- ・ 食前薬・食後薬それぞれの薬ケースを用意し、薬の取り間違いや飲み忘れを防止できるようにする。
- 薬の見た目が似ていて紛らわしいときには区別できるような印をつけるなど工夫する。
- ・ 入居者が隣の人の薬を間違って内服してしまうことのないよう、配膳と一緒に薬を配るのでなく、 内服する直前に配薬することや、口に入れるまで確認することを徹底する。

また、新しい薬の開始や中止、内服量の変更、注意すべき薬の副作用などの情報をチームで共有できるように、介護職員と看護職員や配置医師の連携を図ることも大切です。

生活の場である特別養護老人ホームで、本当に服用する必要がある薬であるかどうかを医療従事者が確認する必要があるでしょう。以前の施設や病院で服用していた薬も見直し、必要最低限にすることで、自己管理が可能になることもあります。

(2)対策の考え方

誤薬は、「配薬トレーに薬を用意する段階」と、「利用者個人に薬を配り、飲ませる段階」とに分けることができます。

配薬トレーに薬を用意する段階:

基本的に看護職員が行います。作業を中断することはエラーの原因となりやすいため、配薬業務が終わるまで集中して一気に行うようにします。また、責任を明確化するためにも、この作業にあたった者の氏名をトレーの空きスペースに明示するとよいでしょう。

配薬トレーの個別ケースには、利用者1人1人のフルネームを貼り、トレーの色は朝・昼・夕で色分けします。薬は薬局に一包化してもらいましょう。またそこには利用者フルネームを記載し、配薬トレーの色と同じカラーラインをつけてもらいましょう。

利用者一人ひとりに薬を配る段階:

本人確認のため薬に印字された名前をフルネームで声に出して呼びます。この段階での誤薬は、新しい職員が入ったときに、顔と名前が一致しないことなどによって起こりやすくなります(他の利用者の靴をはいている場合もあるため、靴の名前などでは確実な確認はできません)。必ず、他のスタッフに聞こえる声で呼称します。

なお、薬を食事トレーにおくと、他の利用者が飲んでしまうこともあるので注意が必要です。

就労継続支援A型事業 を実施する事業主の方へ

平成29年5月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合に対する 支給要件を変更します。

「特定求職者雇用開発助成金」(以下「本助成金」といいます。)は、平成29年5月1日から、下の2点について支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

1. 暫定支給決定の取扱い

▶ 変更点: 「暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合」 の本助成金の適用

現行

支給対象外

新要件

支給対象 ※ただし、下記に該当する場合に限る。

暫定支給決定の有無に関わらず、本助成金の支給対象となる場合の条件

- **雇い入れ時点**で「**継続して雇用することが確実**である」と認められること(※)
 - (※) 具体的には、雇い入れられた当初に締結した雇用契約書等に、下の①②のいずれかが明示されている場合をいいます。
 - ① 期間の定めのない雇用であること
 - ② 有期雇用契約であっても、契約が**自動的に更新される**ものであるか、 本人による**契約更新の意思表示があれば、更新される**ものであること
- ▶ 変更の経緯 暫定支給決定期間があった場合、従来は、雇い入れ当初より「継続して雇用することが確実である」とは認められないとして、本助成金は支給対象外としてきたが、今般、事業主と労働者の実際の雇用契約の内容に応じて支給の可否を決定することとした。

2. 離職割合要件の取扱い

▶ 変更点:就労継続支援A型事業所に対して適用する「離職割合要件」

現行

50% を超える場合は不支給

新要件

25% を超える場合は不支給

※ 通常の事業所 については、 従来どおり 50%を適用。

- ▶ 変更の経緯○本助成金は、障害者など就職が特に困難な方の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、それらの方を雇い入れる事業主に対して賃金の一部を助成するもの。
 - しかしながら、本助成金を受給した事業所の中には、労働者の職場定着に対する事業主による措置が十分でないなどのために対象労働者が助成金の支給中または支給終了後に離職してしまう場合が見受けられるため、平成27年10月から「過去に本助成金を活用して雇い入れた労働者の離職割合が50%を超える場合には不支給とする」**離職割合要件**を設けている。
 - 就労継続支援A型事業所は、障害者の雇用を専門的に行う事業所であり、一般企業以上に障害者の職場定着について必要な措置をとることが期待されているが、この措置が不十分である事例が一部で確認されている。実際、本助成金の支給対象となった障害者の離職状況について調査したところ、通常の事業所より就労継続支援A型事業所の方が離職率が高い状況にあり、その是正を図ることが求められている。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に 基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」の一部改正(案)について

I 現行制度の概要

- 〇 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項では、「障害者」の定義として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者を含む。)のほか、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」が定められている。
- 〇 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条では、「特殊の疾病であって政令で定めるもの」として、「治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの」と定められている。
- 〇 これに基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」(平成27年厚生労働省告示第292号。 以下「疾病告示」という。)により、「特殊の疾病」として332の疾病が定められている。

Ⅱ 改正の内容

〇 有識者等によって構成される「障害者総合支援法対象疾病検討会」における検討の結果に基づき、「特殊の疾病」について、別紙のとおり、332の疾病から358の疾病へと拡大するため、疾病告示の一部改正を行う。

Ⅲ 根拠条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条

IV 適用期日

平成 29 年 4 月 1 日

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後>(案)

- ※ 今回の検討で拡大する疾病(26疾病)
- △ 今回の検討で名称を変更する疾病(2疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号 疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1 アイカルディ症候群	41	遠位型ミオパチー	81	筋ジストロフィー
2 アイザックス症候群	42	円錐角膜	82	クッシング病
3 I g A腎症	43	黄色靭帯骨化症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
4 I g G 4 関連疾患	44	黄斑ジストロフィー	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
5 亜急性硬化性全脳炎	45	大田原症候群	85	クルーゾン症候群
6 アジソン病	46	オクシピタル・ホーン症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症
フ アッシャー症候群	47	オスラー病	87	グルタル酸血症1型
8 アトピー性脊髄炎	48	カーニー複合	88	グルタル酸血症2型
9 アペール症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	89	クロウ・深瀬症候群
10 アミロイドーシス	50	潰瘍性大腸炎	90	クローン病
11 アラジール症候群	51	下垂体前葉機能低下症	91	クロンカイト・カナダ症候群
12 有馬症候群	52	家族性地中海熱	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
13 アルポート症候群	53	家族性良性慢性天疱瘡	93	結節性硬化症
14 アレキサンダー病	54	カナバン病 ※	94	結節性多発動脈炎
15 アンジェルマン症候群	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
16 アントレー・ビクスラー症候群	56	歌舞伎症候群	96	限局性皮質異形成
17 イソ吉草酸血症	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	97	原発性局所多汗症
18 一次性ネフローゼ症候群	58	カルニチン回路異常症 ※	98	原発性硬化性胆管炎
19 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	59	加齢黄斑変性	99	原発性高脂血症
20 1 p 36欠失症候群	60	肝型糖原病	100	原発性側索硬化症
21 遺伝性自己炎症疾患	※ 61	間質性膀胱炎(ハンナ型)	101	原発性胆汁性胆管炎 △
22 遺伝性ジストニア	62	環状20番染色体症候群	102	原発性免疫不全症候群
23 遺伝性周期性四肢麻痺	63	関節リウマチ	103	顕微鏡的大腸炎
24 遺伝性膵炎	64	完全大血管転位症	104	顕微鏡的多発血管炎
25 遺伝性鉄芽球性貧血	65	眼皮膚白皮症	105	高 I g D症候群
26 VATER症候群	66	偽性副甲状腺機能低下症	106	好酸球性消化管疾患
27 ウィーバー症候群	67	ギャロウェイ・モワト症候群	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
28 ウィリアムズ症候群	68	急性壊死性脳症	108	好酸球性副鼻腔炎
29 ウィルソン病	69	急性網膜壊死	109	抗糸球体基底膜腎炎
つ ウエスト症候群	70	球脊髄性筋萎縮症	110	後縦靭帯骨化症
つコルナー症候群	71	急速進行性糸球体腎炎	111	甲状腺ホルモン不応症
32 ウォルフラム症候群	72	強直性脊椎炎	112	拘束型心筋症
33 ウルリッヒ病	73	強皮症	113	高チロシン血症1型
34 HTLV — 1 関連脊髄症	74	巨細胞性動脈炎	114	高チロシン血症2型
35 A T R – X症候群	75	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	115	高チロシン血症3型
36 A D H 分泌異常症	76	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	116	後天性赤芽球癆
37 エーラス・ダンロス症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	117	広範脊柱管狭窄症
38 エプスタイン症候群	78	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	118	抗リン脂質抗体症候群
39 エプスタイン病	79	筋萎縮性側索硬化症	119	コケイン症候群
40 エマヌエル症候群	80	筋型糖原病	120	コステロ症候群

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後>(案)

- ※ 今回の検討で拡大する疾病(26疾病)
- △ 今回の検討で名称を変更する疾病(2疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号 疾病名	番号 疾病名	番号 疾病名
121 骨形成不全症	161 進行性骨化性線維異形成症	201 先天性無痛無汗症
122 骨髄異形成症候群 〇	162 進行性多巣性白質脳症	202 先天性葉酸吸収不全
123 骨髄線維症 〇	163 進行性白質脳症 ※	203 前頭側頭葉変性症
124 ゴナドトロピン分泌亢進症	164 進行性ミオクローヌスてんかん ※	204 早期ミオクロニー脳症
125 5 p欠失症候群	165 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	205 爪膝蓋骨症候群 (ネイルパテラ症候群) /LMX1B関連腎症 ※
126 コフィン・シリス症候群	166 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	206 総動脈幹遺残症
127 コフィン・ローリー症候群	167 スタージ・ウェーバー症候群	207 総排泄腔遺残
128 混合性結合組織病	168 スティーヴンス・ジョンソン症候群	208 総排泄腔外反症
129 鰓耳腎症候群	169 スミス・マギニス症候群	209 ソトス症候群
130 再生不良性貧血	170 スモン 〇	210 ダイアモンド・ブラックファン貧血
131 サイトメガロウィルス角膜内皮炎	171 脆弱X症候群	211 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
132 再発性多発軟骨炎	172 脆弱 X 症候群関連疾患	212 大脳皮質基底核変性症
133 左心低形成症候群	正常圧水頭症	213 大理石骨病 ※
134 サルコイドーシス	174 成人スチル病	214 ダウン症候群 ○
135 三尖弁閉鎖症	175 成長ホルモン分泌亢進症	215 高安動脈炎
三頭酵素欠損症 ※	176 脊髄空洞症	216 多系統萎縮症
137 CFC症候群	177 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217 タナトフォリック骨異形成症
138 シェーグレン症候群	78 脊髄髄膜瘤	218 多発血管炎性肉芽腫症
139 色素性乾皮症	179 脊髄性筋萎縮症	219 多発性硬化症/視神経脊髄炎
140 自己貪食空胞性ミオパチー	180 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症 ※	220 多発性軟骨性外骨腫症 ※ ○
141 自己免疫性肝炎	181 前眼部形成異常 ※	221 多発性嚢胞腎
142 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 △	182 全身型若年性特発性関節炎	222 多脾症候群
143 自己免疫性溶血性貧血	183 全身性エリテマトーデス	223 タンジール病
144 四肢形成不全 ※ ○	184 先天異常症候群 ※	224 単心室症
145 シトステロール血症	185 先天性横隔膜ヘルニア	225
146 シトリン欠損症 ※	186 先天性核上性球麻痺	226 短腸症候群 〇
147 紫斑病性腎炎	187 先天性気管狭窄症 ※	227 胆道閉鎖症
148 脂肪萎縮症	188 先天性魚鱗癬	228 遅発性内リンパ水腫
149 若年性肺気腫	189 先天性筋無力症候群	229 チャージ症候群
150 シャルコー・マリー・トゥース病	190 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症 ※	230 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
151 重症筋無力症	191 先天性三尖弁狭窄症 ※	231 中毒性表皮壊死症
152 修正大血管転位症	192 先天性腎性尿崩症	232 腸管神経節細胞僅少症
153 シュワルツ・ヤンペル症候群	193 先天性赤血球形成異常性貧血	233 TSH分泌亢進症
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194 先天性僧帽弁狭窄症 ※	234 TNF受容体関連周期性症候群
155 神経細胞移動異常症	195 先天性大脳白質形成不全症	235 低ホスファターゼ症
156 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196 先天性肺静脈狭窄症 ※	236 天疱瘡
157 神経線維腫症	197 先天性風疹症候群 〇	237
158 神経フェリチン症 ************************************	198	238 特発性拡張型心筋症
159 神経有棘赤血球症	199 先天性副腎皮質酵素欠損症	239 特発性間質性肺炎
160 進行性核上性麻痺	200 先天性ミオパチー	240 特発性基底核石灰化症

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後>(案)

※ 今回の検討で拡大する疾病(26疾病)

280

- △ 今回の検討で名称を変更する疾病(2疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

非典型溶血性尿毒症症候群

320

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	
241	特発性血小板減少性紫斑病	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	321	慢性特発性偽性腸閉塞症	
242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因による) ※	282	皮膚筋炎/多発性筋炎	322	ミオクロニー欠神てんかん	
243	特発性後天性全身性無汗症	283	びまん性汎細気管支炎	323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
244	特発性大腿骨頭壊死症	284	肥満低換気症候群	324	ミトコンドリア病	
245	特発性門脈圧亢進症	285	表皮水疱症	325	無虹彩症	*
246	特発性両側性感音難聴	286	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	326	無脾症候群	
247	突発性難聴 〇	287	ファイファー症候群	327	無βリポタンパク血症	
248	ドラベ症候群	288	ファロー四徴症	328	メープルシロップ尿症	
249	中條・西村症候群	289	ファンコニ貧血	329	メチルグルタコン酸尿症	*
250	那須・ハコラ病	290	封入体筋炎	330	メチルマロン酸血症	
251	軟骨無形成症	291	フェニルケトン尿症	331	メビウス症候群	
252	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	292	複合カルボキシラーゼ欠損症	332	メンケス病	
253	22q11.2欠失症候群	293	副甲状腺機能低下症	333	網膜色素変性症	
254	乳幼児肝巨大血管腫	294	副腎白質ジストロフィー	334	もやもや病	
255	尿素サイクル異常症	295	副腎皮質刺激ホルモン不応症	335	モワット・ウイルソン症候群	
256	ヌーナン症候群	296	ブラウ症候群	336	薬剤性過敏症症候群	0
257	脳腱黄色腫症	297	プラダー・ウィリ症候群	337	ヤング・シンプソン症候群	
258	脳表へモジデリン沈着症	298	プリオン病	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	0
259	膿疱性乾癬	299	プロピオン酸血症	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
260	囊胞性線維症	300	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	340	4 p欠失症候群	
261	パーキンソン病	301	閉塞性細気管支炎	341	ライソゾーム病	
262	バージャー病	302	β-ケトチオラーゼ欠損症 ※	342	ラスムッセン脳炎	
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	303	ベーチェット病	343	ランゲルハンス細胞組織球症	0
264	肺動脈性肺高血圧症	304	ベスレムミオパチー	344	ランドウ・クレフナー症候群	
265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	305	ヘパリン起因性血小板減少症○	345	リジン尿性蛋白不耐症	
266	肺胞低換気症候群	306	ヘモクロマトーシス	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	0
267	バッド・キアリ症候群	307	ペリー症候群	347	両大血管右室起始症	
268	ハンチントン病	308	ペルーシド角膜辺縁変性症	348	リンパ管腫症/ゴーハム病	
269	汎発性特発性骨増殖症 〇	309	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	349	リンパ脈管筋腫症	
270	PCDH19関連症候群	310	片側巨脳症	350	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	
271	非ケトーシス型高グリシン血症 ※	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	351	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
272	肥厚性皮膚骨膜症	312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 ※	352	レーベル遺伝性視神経症	
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	314	ポルフィリン症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	0
275	肥大型心筋症	315	マリネスコ・シェーグレン症候群	355	レット症候群	
276	左肺動脈右肺動脈起始症	316	マルファン症候群	356	レノックス・ガストー症候群	
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症		慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	357	ロスムンド・トムソン症候群	
278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	318	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	358	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
279	ビッカースタッフ脳幹脳炎	319	慢性再発性多発性骨髄炎		注)疾病名の表記が変更になる可能性	<u>──</u> ⊧があろ

慢性膵炎

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣 が定めるもの等の一部を改正する件について

1. 改正告示

〇 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働 大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)

2. 改正の概要

①「構造改革特別区域の提案等に対する政府の対応方針」(平成 29 年 1 月 23 日 構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、「指定障害福祉サービスの提供に 係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成 18 年 厚生労働省令第 171 号。)の一部を改正し、構造改革特別区域における規制の 特例措置の一部を全国展開する。

(内容)

社会福祉士等の国家資格を有する者について、相談支援又は直接支援に関する実務経験が3年以上であることに加え、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和するため、「資格に係る業務に従事した期間」が5年以上であるという要件を3年以上に改める。

②サービス管理責任者となることができる要件中「直接支援の業務」の定義について、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれることを明確にする。

3. 根拠法令

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 厚生労働省令第 171 号)第 50 条第 1 項第 4 号
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働 省令第172号)第4条第1項第1号イ(3)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害 福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174号)第12条第1項第5号
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害 者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)

第11条第1項第2号イ(3)

4. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日 (予定)

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示(案)について(概要)

1 告示の趣旨

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。)第87条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律164号)第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成27年度から平成29年度までの第4期障害福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところ。

今般、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成30年度から 平成32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たっ て、即すべき事項を定めるものである。

2 主な改正内容

(1) 地域共生社会の実現のための規定の整備

「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。

(2) 障害児のサービス提供体制の計画的な整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「改正法」という。)において障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を新たに定める。

- (3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定
 - ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域 生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次

のとおり設定する。

- ・平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・都道府県は、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(6 5歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・都道府県は、平成32年度末における入院3ヶ月後時点、入院後6ヶ月時点、 入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以 上84%以上及び90%以上として設定することを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを目指す。
- ・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8 0%以上とすることを基本とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ 所以上設置することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保 することを基本とする。
- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、 医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場 を設置することを基本とする。

(4) その他

- ・平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25年法律65号)を踏まえ、障害者を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社 会生活における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り 除くことの重要性等について明記する。
- ・障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談 支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識 を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行 うことを求めること等について定める。
- ・発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第64号)の施行を踏まえ、 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置の重 要性等について定める。
- ・都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。
- ・障害者等への相談支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、都道府県は設置に向けた積極的な働きかけを行うこと、同センターに相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保すること等について定める。
- ・意思決定支援の質の向上を図るため、都道府県において、ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること等について定める。
- ・改正法により障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道 府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕 組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。
- ・障害福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。
- ・都道府県において、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。
- ・障害者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を 図りながら、障害者の文化芸術活動の振興を図ること等について定める。

4 根拠条文

障害者総合支援法第87条第1項、児童福祉法第33条の19第1項

5 告示日・適用日

告示日:3月下旬(予定)

適用日:平成30年4月1日(予定)

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン (案)」の 御意見の募集について

平 成 2 9 年 2 月 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の附則第3条においては、 法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、そ の結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支 援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれております。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(案)」を作成いたしました。

つきましては、本ガイドライン案に関して、御意見のある場合には、下記により提出方お願いいたします。なお、御提出いただいた御意見に対しては、個別の 回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

記

1. 御意見募集期間

平成29年2月3日(金)から平成29年3月6日(月)まで(郵送及びFAXの場合も当該期間までに必着)

2. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

- 〇 電子政府の(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
 - 「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の「<u>意見提出フォーム</u>」のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- 〇 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室相 談支援係 宛て

O FAXの場合

03 - 3591 - 8914

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室相 談支援係 宛て

3. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、件名に「意思決定支援ガイドライン(案)に関する御意見の募集について」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがあります。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承下さい。

以上